令和４年６月１０日提出

今治市議会定例会（第３回）議案

今治市議会定例会（第３回）議案目次

議　案 番　号	件　　名	ページ
56	令和４年度　今治市一般会計補正予算（第２号）	別　冊
57	令和４年度　今治市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	〃
58	今治市支所設置条例の一部を改正する条例制定について	1
59	今治市基金条例の一部を改正する条例制定について	5
60	今治市公民館条例の一部を改正する条例制定について	9
61	今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	15
62	今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例制定について	31
63	財産の取得について（大型提示装置）	37
64	今治市辺地総合整備計画の策定について	41
65	今治市辺地総合整備計画の変更について	45
66	今治市過疎地域持続的発展計画の変更について	55
67	市営土地改良事業の施行について（二ノ谷池地区）	59
68	市営土地改良事業の施行について（関前大下地区）	63
69	市道の廃止について	67
70	市道の認定について	71
71	専決処分について	85
	・今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	87

	・今治市市税条例等の一部を改正する条例制定について	93
	・令和４年度　今治市一般会計補正予算（第１号）	121

議会第３回議案第58号

今治市支所設置条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和４年６月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「理　由」

波方支所の位置を変更しようとするもの。

今治市支所設置条例の一部を改正する条例

今治市支所設置条例（平成17年今治市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表波方支所の項位置の欄中「甲250番地」を「甲253番地」に改める。

附　則

この条例は、令和４年８月１日から施行する。

「参　考」

今治市支所設置条例改正条項新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>波方支所</td><td>今治市波方町樋口甲253番地</td><td>波方町の区域</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>波方支所</td><td>今治市波方町樋口甲250番地</td><td>波方町の区域</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

議会第３回議案第59号

今治市基金条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和４年６月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「理　由」

今治市こども未来基金を設置しようとするもの。

今治市基金条例の一部を改正する条例

今治市基金条例（平成17年今治市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第１今治市庁舎整備基金の項の次に次のように加える。

今治市こども未来基金	次代を担う子どもたちの健やかな成長に資するための事業の資金に充てる。

別表第３今治市庁舎整備基金の項の次に次のように加える。

今治市こども未来基金	一般会計

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

「参　考」

今治市基金条例改正条項新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
別表第1
積立基金
<table>
<tr><th>基金の名称</th><th>基金の目的</th></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>今治市庁舎整備基金</td><td>庁舎の整備の資金に充てる。</td></tr>
<tr><td>今治市こども未来基金</td><td>次代を担う子どもたちの健やかな成長に資するための事業の資金に充てる。</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>
別表第3
<table>
<tr><th>基金の名称</th><th>会計名</th></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>今治市庁舎整備基金</td><td>一般会計</td></tr>
<tr><td>今治市こども未来基金</td><td>一般会計</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
別表第1
積立基金
<table>
<tr><th>基金の名称</th><th>基金の目的</th></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>今治市庁舎整備基金</td><td>庁舎の整備の資金に充てる。</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>
別表第3
<table>
<tr><th>基金の名称</th><th>会計名</th></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>今治市庁舎整備基金</td><td>一般会計</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

議会第３回議案第60号

今治市公民館条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和４年６月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「理　由」

波方公民館に学習室第２を設けようとするもの。

今治市公民館条例の一部を改正する条例

今治市公民館条例（平成17年今治市条例第81号）の一部を次のように改正する。

別表第２の４の表中「学習室（和室）」を「学習室（和室）第１、第２」に改める。

附　則

この条例は、別に規則で定める日から施行する。

「参　考」

今治市公民館条例改正条項新旧対照表

新

別表第２（第７条関係）

１～３　略

４　波方公民館使用料

使用時間帯 区分	８：30～ 12：30	12：30～ 17：30	17：30～ 21：30	８：30～ 17：30	12：30～ 21：30	８：30～ 21：30	超過料金 （１時間 につき）
学習室（和室）第 １、第２	1,100	1,300	1,600	2,200	2,500	3,800	400

５～９　略

備考　略

旧

別表第２（第７条関係）

１～３　略

４　波方公民館使用料

使用時間帯 区分	８：30～ 12：30	12：30～ 17：30	17：30～ 21：30	８：30～ 17：30	12：30～ 21：30	８：30～ 21：30	超過料金 （１時間 につき）
学習室（和室） ＿＿＿＿	1,100	1,300	1,600	2,200	2,500	3,800	400

５～９　略

備考　略

議会第３回議案第61号

今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和４年６月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「理　由」

国民健康保険税の税率及び軽減額を改定しようとするもの。

今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

今治市国民健康保険税条例（平成17年今治市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「100分の7.7」を「100分の8.2」に改める。

第６条中「19,700円」を「19,800円」に改める。

第７条第１号中「24,800円」を「25,500円」に改め、同条第２号中「12,400円」を「12,750円」に改め、同条第３号中「18,600円」を「19,125円」に改める。

第７条の２中「100分の2.6」を「100分の3.2」に改める。

第７条の４中「6,700円」を「7,100円」に改める。

第７条の５第１号中「6,900円」を「7,400円」に改め、同条第２号中「3,450円」を「3,700円」に改め、同条第３号中「5,175円」を「5,550円」に改める。

第８条中「100分の2.1」を「100分の３」に改める。

第10条中「7,200円」を「7,600円」に改める。

第11条中「6,200円」を「6,500円」に改める。

第26条第１項第１号ア中「13,790円」を「13,860円」に改め、同号イ(ア)中「17,360円」を「17,850円」に改め、同号イ(イ)中「8,680円」を「8,925円」に改め、同号イ(ウ)中「13,020円」を「13,388円」に改め、同号ウ中「4,690円」を「4,970円」に改め、同号エ(ア)中「4,830円」を「5,180円」に改め、同号エ(イ)中「2,415円」を「2,590円」に改め、同号エ(ウ)中「3,623円」を「3,885円」に改め、同号オ中「5,040円」を「5,320円」に改め、同号カ中「4,340円」を「4,550円」に改め、同項第２号ア中「9,850円」を「9,900円」に改め、同号イ(ア)中「12,400円」を「12,750円」に改め、同号イ(イ)中「6,200円」を「6,375円」に改め、同号イ(ウ)中「9,300円」を「9,563円」に改め、同号ウ中「3,350円」を「3,550円」に改め、同号エ(ア)中「3,450円」を「3,700円」に改め、同号エ(イ)中「1,725円」を「1,850円」に改め、同号エ(ウ)中「2,588円」を「2,775円」に改め、同号オ中「3,600円」を「3,800円」に改め、同号カ中「3,100円」を「3,250円」に改め、同項第３号ア中「3,940円」を「3,960円」に改め、同号イ(ア)中「4,960円」を「5,100円」に改め、同号イ(イ)中「2,480円」を「2,550円」に改め、同号イ(ウ)中「3,720円」を「3,825円」に改め、同号ウ中「1,340円」を「1,420円」に改め、同号エ(ア)中「1,380円」を「1,480円」に改め、同号エ(イ)中「690円」を「740円」に改め、同号エ(ウ)中「1,035円」を「1,110円」に改め、同号オ中「1,440円」を「1,520円」に改め、同号カ中「1,240円」を「1,300円」に改める。

第26条第２項第１号ア中「2,955円」を「2,970円」に改め、同号イ中「4,925円」を「4,950円」に改め、同号ウ中「7,880円」を「7,920円」に改め、同号エ中「9,850円」を「9,900円」に改め、同項第２号ア中「1,005円」を「1,065円」に改め、同号イ中「1,675円」を「1,775円」に改め、

同号ウ中「2,680円」を「2,840円」に改め、同号エ中「3,350円」を「3,550円」に改める。

第26条の２第１項第２号中「9,850円」を「9,900円」に改め、同項第３号ア(ア)中「12,400円」を「12,750円」に改め、同号ア(イ)中「6,200円」を「6,375円」に改め、同項第５号中「3,350円」を「3,550円」に改め、同項第６号ア(ア)中「3,450円」を「3,700円」に改め、同号ア(イ)中「1,725円」を「1,850円」に改め、同項第８号中「3,600円」を「3,800円」に改め、同項第９号中「3,100円」を「3,250円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の今治市国民健康保険税条例の規定は、令和４年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

「参　考」

今治市国民健康保険税条例改正条項新旧対照表

新	旧
（基礎課税額の所得割額） 第４条　前条第２項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.2を乗じて算定する。 ２　略 （基礎課税額の被保険者均等割額） 第６条　第３条第２項の被保険者均等割額は、被保険者１人について19,800円とする。 （基礎課税額の世帯別平等割額） 第７条　第３条第２項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）　特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）を	（基礎課税額の所得割額） 第４条　前条第２項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.7を乗じて算定する。 ２　略 （基礎課税額の被保険者均等割額） 第６条　第３条第２項の被保険者均等割額は、被保険者１人について19,700円とする。 （基礎課税額の世帯別平等割額） 第７条　第３条第２項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）　特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）を

いう。次号、第７条の５、第26条第１項及び第26条の２第１項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第３号、第７条の５、第26条第１項及び第26条の２第１項において同じ。）以外の世帯 25,500円

（２） 特定世帯 12,750円

（３） 特定継続世帯 19,125円

（後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第７条の２ 第３条第３項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の3.2を乗じて算定する。

（後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第７条の４ 第３条第３項の被保険者均等割額は、被保険者１人について7,100円とする。

（後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

第７条の５ 第３条第３項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,400円

（２） 特定世帯 3,700円

（３） 特定継続世帯 5,550円

いう。次号、第７条の５、第26条第１項及び第26条の２第１項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第３号、第７条の５、第26条第１項及び第26条の２第１項において同じ。）以外の世帯 24,800円

（２） 特定世帯 12,400円

（３） 特定継続世帯 18,600円

（後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第７条の２ 第３条第３項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。

（後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第７条の４ 第３条第３項の被保険者均等割額は、被保険者１人について6,700円とする。

（後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

第７条の５ 第３条第３項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,900円

（２） 特定世帯 3,450円

（３） 特定継続世帯 5,175円

（介護納付金課税額の所得割額） 第８条　第３条第４項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の３　を乗じて算定する。	（介護納付金課税額の所得割額） 第８条　第３条第４項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.1を乗じて算定する。
（介護納付金課税額の被保険者均等割額） 第10条　第３条第４項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者１人について7,600円とする。	（介護納付金課税額の被保険者均等割額） 第10条　第３条第４項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者１人について7,200円とする。
（介護納付金課税額の世帯別平等割額） 第11条　第３条第４項の世帯別平等割額は、１世帯について6,500円とする。	（介護納付金課税額の世帯別平等割額） 第11条　第３条第４項の世帯別平等割額は、１世帯について6,200円とする。
（保険税の減額） 第26条　次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第３条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （１）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る	（介護納付金課税額の所得割額） 第26条　次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第３条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （１）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る

所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア　基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　13,860円

イ　基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　17,850円

（イ）　特定世帯　8,925円

所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア　基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　13,790円

イ　基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　17,360円

（イ）　特定世帯　8,680円

(ウ)　特定継続世帯　13,388円

ウ　後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　4,970円

エ　後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　5,180円

(イ)　特定世帯　2,590円

(ウ)　特定継続世帯　3,885円

オ　介護納付金課税額の被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　5,320円

カ　介護納付金課税額の世帯別平等割額　１世帯について　4,550円

(2)　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア　基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主

(ウ)　特定継続世帯　13,020円

ウ　後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　4,690円

エ　後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　4,830円

(イ)　特定世帯　2,415円

(ウ)　特定継続世帯　3,623円

オ　介護納付金課税額の被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　5,040円

カ　介護納付金課税額の世帯別平等割額　１世帯について　4,340円

(2)　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア　基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主

を除く。）　１人について　9,900円

イ　基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　12,750円

（イ）　特定世帯　6,375円

（ウ）　特定継続世帯　9,563円

ウ　後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　3,550円

エ　後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　3,700円

（イ）　特定世帯　1,850円

（ウ）　特定継続世帯　2,775円

オ　介護納付金課税額の被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　3,800円

カ　介護納付金課税額の世帯別平等割額　１世帯について　3,250円

（３）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっ

を除く。）　１人について　9,850円

イ　基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　12,400円

（イ）　特定世帯　6,200円

（ウ）　特定継続世帯　9,300円

ウ　後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　3,350円

エ　後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　3,450円

（イ）　特定世帯　1,725円

（ウ）　特定継続世帯　2,588円

オ　介護納付金課税額の被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　3,600円

カ　介護納付金課税額の世帯別平等割額　１世帯について　3,100円

（３）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっ

ては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）

ア　基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　3,960円

イ　基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　5,100円

（イ）　特定世帯　2,550円

（ウ）　特定継続世帯　3,825円

ウ　後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　1,420円

エ　後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　1,480円

（イ）　特定世帯　740円

（ウ）　特定継続世帯　1,110円

オ　介護納付金課税額の被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人

ては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）

ア　基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　3,940円

イ　基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　4,960円

（イ）　特定世帯　2,480円

（ウ）　特定継続世帯　3,720円

ウ　後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　1,340円

エ　後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　1,380円

（イ）　特定世帯　690円

（ウ）　特定継続世帯　1,035円

オ　介護納付金課税額の被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人

について　1,520円

カ　介護納付金課税額の世帯別平等割額
1世帯について　1,300円

2　保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1）　基礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア　前項第1号アに規定する金額を減額した世帯　2,970円

イ　前項第2号アに規定する金額を減額した世帯　4,950円

ウ　前項第3号アに規定する金額を減額した世帯　7,920円

エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　9,900円

（2）　後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア　前項第1号ウに規定する金額を減額

について　1,440円

カ　介護納付金課税額の世帯別平等割額
1世帯について　1,240円

2　保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1）　基礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア　前項第1号アに規定する金額を減額した世帯　2,955円

イ　前項第2号アに規定する金額を減額した世帯　4,925円

ウ　前項第3号アに規定する金額を減額した世帯　7,880円

エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　9,850円

（2）　後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア　前項第1号ウに規定する金額を減額

した世帯　1,065円

イ　前項第２号ウに規定する金額を減額した世帯　1,775円

ウ　前項第３号ウに規定する金額を減額した世帯　2,840円

エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　3,550円

（保険税の減額の特例）

第26条の２　旧被扶養者（次項に規定する被扶養者をいう。以下この条において同じ。）に対する保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、旧被扶養者が被保険者となった日の属する月から２年を経過する月までの間に限り、第３条第２項本文の基礎課税額から第１号から第３号までに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額から第４号から第６号までに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）及び同条第４項本文の介護納付金課税額から第７号から第９号までに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

（１）　略

（２）　基礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

ア　前条第１項各号に掲げる世帯以外の世帯　旧被扶養者１人につき　9,900円

した世帯　1,005円

イ　前項第２号ウに規定する金額を減額した世帯　1,675円

ウ　前項第３号ウに規定する金額を減額した世帯　2,680円

エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　3,350円

（保険税の減額の特例）

第26条の２　旧被扶養者（次項に規定する被扶養者をいう。以下この条において同じ。）に対する保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、旧被扶養者が被保険者となった日の属する月から２年を経過する月までの間に限り、第３条第２項本文の基礎課税額から第１号から第３号までに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額から第４号から第６号までに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）及び同条第４項本文の介護納付金課税額から第７号から第９号までに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

（１）　略

（２）　基礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

ア　前条第１項各号に掲げる世帯以外の世帯　旧被扶養者１人につき　9,850円

イ　前条第１項第３号に掲げる世帯　旧被扶養者１人につき　9,900円から同号アに掲げる額を減額して得た額

（３）　基礎課税額の世帯別平等割額

ア　前条第１項各号に掲げる世帯以外の世帯（旧被扶養者以外の被保険者がいない世帯（特定世帯を除く。）に限る。）　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定継続世帯以外の世帯　１世帯につき　12,750円

（イ）　特定継続世帯　１世帯につき　6,375円

イ　前条第１項第３号に掲げる世帯（旧被扶養者以外の被保険者がいない世帯（特定世帯を除く。）に限る。）　１世帯につき　アに掲げる世帯の区分に応じ、アに定める額から同号イに定める額を減額して得た額

（４）　略

（５）　後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

ア　前条第１項各号に掲げる世帯以外の世帯　旧被扶養者１人につき　3,550円

イ　前条第１項第３号に掲げる世帯　旧被扶養者１人につき　3,550円から同号ウに掲げる額を減額して得た額

（６）　後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額

イ　前条第１項第３号に掲げる世帯　旧被扶養者１人につき　9,850円から同号アに掲げる額を減額して得た額

（３）　基礎課税額の世帯別平等割額

ア　前条第１項各号に掲げる世帯以外の世帯（旧被扶養者以外の被保険者がいない世帯（特定世帯を除く。）に限る。）　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定継続世帯以外の世帯　１世帯につき　12,400円

（イ）　特定継続世帯　１世帯につき　6,200円

イ　前条第１項第３号に掲げる世帯（旧被扶養者以外の被保険者がいない世帯（特定世帯を除く。）に限る。）　１世帯につき　アに掲げる世帯の区分に応じ、アに定める額から同号イに定める額を減額して得た額

（４）　略

（５）　後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

ア　前条第１項各号に掲げる世帯以外の世帯　旧被扶養者１人につき　3,350円

イ　前条第１項第３号に掲げる世帯　旧被扶養者１人につき　3,350円から同号ウに掲げる額を減額して得た額

（６）　後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額

ア　前条第１項各号に掲げる世帯以外の世帯（旧被扶養者以外の被保険者がいない世帯（特定世帯を除く。）に限る。）次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)　特定継続世帯以外の世帯　１世帯につき　3,700円

(イ)　特定継続世帯　１世帯につき　1,850円

イ　前条第１項第３号に掲げる世帯（旧被扶養者以外の被保険者がいない世帯（特定世帯を除く。）に限る。）　１世帯につき　アに掲げる世帯の区分に応じ、アに定める額から同号エに定める額を減額して得た額

(7)　略

(8)　介護納付金課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

ア　前条第１項各号に掲げる世帯以外の世帯　旧被扶養者１人につき　3,800円

イ　前条第１項第３号に掲げる世帯　旧被扶養者１人につき　3,800円から同号オに掲げる額を減額して得た額

(9)　介護納付金課税額の世帯別平等割額

ア　前条第１項各号に掲げる世帯以外の世帯（旧被扶養者以外の被保険者がいない世帯に限る。）　１世帯につき　3,250円

イ　前条第１項第３号に掲げる世帯（旧被

ア　前条第１項各号に掲げる世帯以外の世帯（旧被扶養者以外の被保険者がいない世帯（特定世帯を除く。）に限る。）次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)　特定継続世帯以外の世帯　１世帯につき　3,450円

(イ)　特定継続世帯　１世帯につき　1,725円

イ　前条第１項第３号に掲げる世帯（旧被扶養者以外の被保険者がいない世帯（特定世帯を除く。）に限る。）　１世帯につき　アに掲げる世帯の区分に応じ、アに定める額から同号エに定める額を減額して得た額

(7)　略

(8)　介護納付金課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

ア　前条第１項各号に掲げる世帯以外の世帯　旧被扶養者１人につき　3,600円

イ　前条第１項第３号に掲げる世帯　旧被扶養者１人につき　3,600円から同号オに掲げる額を減額して得た額

(9)　介護納付金課税額の世帯別平等割額

ア　前条第１項各号に掲げる世帯以外の世帯（旧被扶養者以外の被保険者がいない世帯に限る。）　１世帯につき　3,100円

イ　前条第１項第３号に掲げる世帯（旧被

扶養者以外の被保険者がいない世帯に限る。）　１世帯につき　3,250円から同号カに掲げる額を減額して得た額 2　略	扶養者以外の被保険者がいない世帯に限る。）　１世帯につき　3,100円から同号カに掲げる額を減額して得た額 2　略

議会第３回議案第62号

今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等
に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和４年６月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「理　由」

今治市スポーツパーク指定管理者選定審議会を設置しようとするもの。

今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例

今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年今治市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表今治市体育施設指定管理者選定審議会の項の次に次のように加える。

今治市スポーツパーク指定管理者選定審議会	今治市営スポーツパーク

附　則

この条例は、令和４年９月１日から施行する。

「参　考」

今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例改正条項新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="2">新</th><th colspan="2">旧</th></tr>
<tr><td colspan="2">別表（第15条関係）</td><td colspan="2">別表（第15条関係）</td></tr>
<tr><td>審議会の名称</td><td>指定施設の名称</td><td>審議会の名称</td><td>指定施設の名称</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>今治市体育施設指定管理者選定審議会</td><td>今治市営中央体育館、今治市営大西体育館、今治市営菊間コミュニティホール、今治市営伯方木浦体育館、今治市営伯方体育センター、今治市営桜井スポーツランド、今治市営大西別府運動場、今治市営大西衣黒運動場、今治市営吉海テニスコート、今治市営伯方S・Cパーク、今治市営伯方木浦グランド、今治市営伯方北浦グランド、今治市営伯方伊方グランド、今治市営大三島緑の村運動広場、今治市営球場、今治市営補助グランド、今治市営御厩プール、今治市営鹿ノ子庭球場、今治市営鹿ノ子プール、今治市営鹿ノ子池公園自由</td><td>今治市体育施設指定管理者選定審議会</td><td>今治市営中央体育館、今治市営大西体育館、今治市営菊間コミュニティホール、今治市営伯方木浦体育館、今治市営伯方体育センター、今治市営桜井スポーツランド、今治市営大西別府運動場、今治市営大西衣黒運動場、今治市営吉海テニスコート、今治市営伯方S・Cパーク、今治市営伯方木浦グランド、今治市営伯方北浦グランド、今治市営伯方伊方グランド、今治市営大三島緑の村運動広場、今治市営球場、今治市営補助グランド、今治市営御厩プール、今治市営鹿ノ子庭球場、今治市営鹿ノ子プール、今治市営鹿ノ子池公園自由</td></tr>
</table>

	広場夜間照明施設、今治市営延喜公園自由広場夜間照明施設、今治市営富田海浜プール、今治市営富田海浜庭球場、今治市営桜井海浜ふれあい広場サッカー場、今治市営朝倉緑のふるさと公園運動場、今治市営玉川総合公園運動場、今治市営波方公園運動場、今治市営亀岡地区公園運動場、今治市営菊間緑の広場公園運動場、今治市営上浦多々羅スポーツ公園運動場、今治市朝倉B&G海洋センター、今治市吉海B&G海洋センター、今治市営ゲートボール場、鳥生小学校運動場夜間照明施設、清水小学校運動場夜間照明施設、近見中学校運動場夜間照明施設、立花中学校運動場夜間照明施設、桜井中学校運動場夜間照明施設、南中学校運動場夜間照明施設、西中学校運動場夜間照明施設、九和小		広場夜間照明施設、今治市営延喜公園自由広場夜間照明施設、今治市営富田海浜プール、今治市営富田海浜庭球場、今治市営桜井海浜ふれあい広場サッカー場、今治市営朝倉緑のふるさと公園運動場、今治市営玉川総合公園運動場、今治市営波方公園運動場、今治市営亀岡地区公園運動場、今治市営菊間緑の広場公園運動場、今治市営上浦多々羅スポーツ公園運動場、今治市朝倉B&G海洋センター、今治市吉海B&G海洋センター、今治市営ゲートボール場、鳥生小学校運動場夜間照明施設、清水小学校運動場夜間照明施設、近見中学校運動場夜間照明施設、立花中学校運動場夜間照明施設、桜井中学校運動場夜間照明施設、南中学校運動場夜間照明施設、西中学校運動場夜間照明施設、九和小

	学校運動場夜間照明施設、大西中学校運動場夜間照明施設、吉海小学校運動場夜間照明施設、大三島中学校運動場夜間照明施設		学校運動場夜間照明施設、大西中学校運動場夜間照明施設、吉海小学校運動場夜間照明施設、大三島中学校運動場夜間照明施設
今治市スポーツパーク指定管理者選定審議会	今治市営スポーツパーク		
今治市サイクリングターミナル指定管理者選定審議会	糸山サイクリングターミナル及び今治駅前サイクリングターミナル	今治市サイクリングターミナル指定管理者選定審議会	糸山サイクリングターミナル及び今治駅前サイクリングターミナル

議会第３回議案第63号

財産の取得について（大型提示装置）

次のとおり大型提示装置を購入する。

令和４年６月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

記

1　品名及び数量　　大型提示装置一式（別紙内訳書のとおり）

2　購入の目的　　児童生徒の学習環境整備

3　購入方法、購入金額及び購入の相手方

区　　分	購入方法	購入金額	購入の相手方
大型提示装置	指名競争入札	円 74,976,000	今治市南大門町一丁目１番地の15 四国通建株式会社 代表取締役　　高木　康弘

「別　紙」

大型提示装置内訳書

区　　分	品　　名	数　量
大型提示装置	小学校分	98台
	中学校分	44台

「参　考」

大型提示装置入札結果

業　　者　　名	入　札　金　額
四国通建（株）	円 74,976,000
アカマツ（株）	81,817,560
ケーオー商事（株）	88,253,000
（有）大喜	96,063,000
越智電機産業（株）	96,844,000
ＢＥＭＡＣ（株）	99,968,000
（株）スジヤ	辞退

※　上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参　照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（8）　前２号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第３条　地方自治法第96条第１項第８号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、１件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議会第３回議案第64号

今治市辺地総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第３条第１項の規定により、今治市辺地総合整備計画を定めることについて議会の議決を求める。

令和４年６月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「参　照」

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の
特別措置等に関する法律（抜すい）

（総合整備計画の策定等）

第３条　この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

今治市辺地総合整備計画

（令和４年度～６年度）

愛媛県今治市

総 合 整 備 計 画 書

愛媛県今治市　　宮崎辺地
（辺地の人口　66 人　　面積 1.5km²）
（参考　辺地の世帯数 42 世帯）

1　辺地の概況

（1）辺地を構成する町又は字の名称　　波方町宮崎
（2）地域の中心の位置　　今治市波方町宮崎甲 361 番地
（3）辺地度点数　　114 点

2　公共的施設の整備を必要とする事情

波方町宮崎地域は、高縄半島の北端に位置する波方町の中心部から、さらに北西へ約４km の海に突き出た岬に位置し、主な産業は、農業等の第一次産業である。また、域内に LPG（液化石油ガス）の波方国家石油ガス備蓄基地「波方ターミナル」が立地している。

当該地域は、超高速インターネット環境の未整備地区であることに加え、テレビ放送の難視聴地域にも該当しており、現在は、ケーブルテレビ局によるインターネットサービス及びテレビ放送サービスが提供されているものの、旧来の同軸ケーブルによる通信環境であり、地域内の情報格差が生じている。

そのため、テレビ会議やテレワーク、または在宅学習といった「新たな日常」に対応する超高速情報通信基盤の整備が求められている。

そこで、大容量通信の前提となる光ファイバ（伝送路設備等）を整備することで、通信環境による地域内の情報格差を解消するとともに、高度無線通信環境を整えることで、住民生活の利便性向上及び地域活性化の効果を見込んでいる。

3　公共的施設の整備計画

令和４年度から令和６年度までの３年間

（単位：千円）

区分 / 施設名	事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
電気通信に関する施設	今治市	28,342	27,173	1,169	500
合　　計		28,342	27,173	1,169	500

議会第３回議案第65号

今治市辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第３条第８項の規定により、今治市辺地総合整備計画を変更することについて議会の議決を求める。

令和４年６月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「参　照」

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の
特別措置等に関する法律（抜すい）

（総合整備計画の策定等）

第３条　この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

８　前各項の規定は、第５項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

今治市辺地総合整備計画

（令和２年度～６年度）

第１次変更（令和３年６月）
第２次変更（令和４年３月）
第３次変更（令和４年６月）

愛媛県今治市

総 合 整 備 計 画 書

愛媛県今治市　　松尾辺地
（辺地の人口　　78 人　　面積　2.7km²）
（参考　辺地の世帯数　　41 世帯）

1　辺地の概況
（1）辺地を構成する町又は字の名称 菊間町松尾
（2）地域の中心の位置 今治市菊間町松尾 55 番地
（3）辺地度点数　　102 点

2　公共的施設の整備を必要とする事情

松尾地域は、菊間町中心部から南東へ3kmのところに位置し、民家は山あいに集中し、就労人口の多くが第1次産業（農業）に従事している。

当該地域の生活・経済を支える交通手段は、公共交通機関がないことから自家用車への依存度が高く、その道路事情にあっては、本地域と菊間町中心部を結ぶ市道菊間松尾線、あるいは河之内地域、今治市玉川町を結んでいる県道玉川菊間線と今治市野間地域を結んでいる越智西部広域農道が主要幹線道路となっている。

県道玉川菊間線は、部分的に改良されているが、河之内方面の路線状況は、道路幅員が狭小で急カーブが多いため、車両の離合が難しく農産物の輸送など通行に支障をきたしている。

本地域住民は、県道玉川菊間線の河之内方面に優良農地を所有していることから、本地域と河之内地域を結ぶ基幹農道の整備が平成12年度から進められており、その早期完成が望まれている。さらに農作業の省力化や効率化を図るため、基幹農道と近接する農地とを結ぶ農道をあわせて整備することが必要とされている。

本路線が整備されると農地への行き来が容易になるのをはじめ、地域住民の生活、経済活動の利便性、安全性が確保できるとともに、河之内地域、玉川町を経由した国道317号線へのアクセスが良くなり、地域経済の安定と向上、さらには地域間の交流による活性化が期待できる。

3　公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

（単位：千円）

施設名 ＼ 区分 事業主体名		事業費	財源内容		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
県営一般農道（歌仙地区）2期	愛媛県	84,000	63,000	21,000	15,400
県営一般農道（歌仙地区）3期	愛媛県	1,082,800	812,100	270,700	270,700
歌仙仙高農道	今治市	72,338	40,558	31,780	30,800
合　　計		1,239,138	915,658	323,480	316,900

総 合 整 備 計 画 書

愛媛県今治市　　田之尻辺地
（辺地の人口　127 人　　面積 1.7km²）
（参考　辺地の世帯数 63 世帯）

1　辺地の概況
（1）辺地を構成する町又は字の名称 菊間町田之尻
（2）地域の中心の位置 今治市菊間町田之尻 737 番地
（3）辺地度点数　　109 点

2　公共的施設の整備を必要とする事情

田之尻地域は、菊間町中心部から南西へ約 3 km のところに位置し、民家は山あいに集中し、主な産業は第 1 次産業（農業）である。

漁船漁具保全施設は、平成 8 年に建設し、船揚げのために使用している施設と平成元年に設置し、船の乗降のために使用している施設である。耐用年数を超えていることもあって、経年劣化が著しく、前者はレールが老朽化により腐食していて、船揚作業時に船台の脱輪の危険性がある。また、後者は浮桟橋の支柱等が腐食していて、いつ壊れてもおかしくない状況であり、漁業者が海に落ちる危険性もあるなど、安全安心な利用に支障をきたすことが予想される。

そのため、施設の改修を行なうことで施設の長寿命化及び作業効率の向上を図る。施設が整備されることで、効率的な漁労活動を支えることにつながり、地域住民の生活環境向上が期待される。

漁船漁具保全施設である浮桟橋は、国道側が平成元年に、防波堤側が平成 3 年に設置され、船の乗降のために使用されている施設である。耐用年数を超えていることもあって、渡橋や木製部分やフロートの老朽化が進み損傷が激しいため、漁業者が使用時に海へ転落する危険性があり、漁労活動に支障をきたしている。

施設の改修を行うことで、使用時の漁業者の安全確保及び効率的な漁労活動を行える。また、施設の長寿命化及び作業効率の向上を図られる。

3　公共的施設の整備計画

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間

（単位：千円）

区分 / 施設名	事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
漁船漁具保全施設	愛媛県漁協菊間支所	2,606	1,422	1,184	1,100
漁船漁具保全施設（浮桟橋改修工事）	愛媛県漁協菊間支所	1,712	934	778	700
合　　計		4,318	2,356	1,962	1,800

総 合 整 備 計 画 書

愛媛県今治市　　大下辺地
（辺地の人口　57 人　　面積 1.52km²）
（参考　辺地の世帯数 37 世帯）

1　辺地の概況

（1）辺地を構成する町又は字の名称　　関前大下
（2）地域の中心の位置　　今治市関前大下甲 1750 番地
（3）辺地度点数　　195 点

2　公共的施設の整備を必要とする事情

大下地域は今治港より北西約 15km に位置し、主要産業は柑橘類の生産である。また、当該地区は離島であるため、定期船舶が唯一の交通手段である。また、島内の生活道として島内を一周する市道等が整備されている。

大下港浮桟橋は、平成 3 年に建設し、島民の唯一の交通手段である定期船舶の係留のために使用している施設である。耐用年数を超えていることもあって、経年劣化が著しく、施設が使用できない場合、柑橘類の出荷や食料品等の移入や、島外の医療機関への通院ができなくなる等、住民生活に大きな支障をきたすことが予想される。

そのため、施設の改修を行なうことで施設の長寿命化を図る。施設が整備されることで、島民のライフライン確保により、柑橘類の安定出荷による所得確保及び医療の早期受診による健康維持等、島民の生活環境の向上が期待される。

大下浄水場浄水施設は、平成 10 年に建設し、海岸井戸を水源としている大下島において、海水に淡水井戸の水をブレンドした後、逆浸透膜による浄水を行っている施設である。更新時期を迎えているが、海水淡水化施設を更新し、従来通り淡水井戸による海水の希釈を行う。更新する際は、淡水井戸の取水量に応じて希釈割合を変動させることで、逆浸透膜への負荷の更なる低減を行い、膜の長寿命化を図ることのできるシステムとする。施設が整備されることで、島民のライフライン確保につながり、生活環境の向上が期待される。

島内を一周する市道大下一周線は、地域住民にとって欠かせない生活道となっているが、海岸沿いの約 360m にかけて、視線誘導標の設置はあるものの、ガードレール等交通安全施設の設置がない区間が存する。当該区間には道路幅員が 3.5m と狭い箇所があるなど、海への転落事故の恐れがあり、地域住民からも喫緊の対応が望まれていることから、交通安全施設を設置することで、安全性の向上が図られ、地域住民の生活環境の向上が期待される。

3　公共的施設の整備計画

令和２年度から令和６年度までの５年間

（単位：千円）

区分 / 施設名	事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
大下港浮桟橋	今治市	79,800	53,200	26,600	26,600
大下浄水場浄水施設	今治市	314,782	233,798	80,984	80,900
市道大下一周線交通安全施設	今治市	15,000	0	15,000	15,000
合　　計		409,582	286,998	122,584	122,500

「参　考」

今治市辺地総合整備計画（変更）概要

<table>
<tr><th>辺地名</th><th>変　更　後</th><th>変　更　前</th></tr>
<tr><td>松尾辺地</td><td>
総合整備計画書

愛媛県今治市　　松尾辺地
(辺地の人口78人　　面積　2.7km²)
(参考　辺地の世帯数41世帯)

1　辺地の概況
（1）辺地を構成する町又は字の名称 菊間町松尾
（2）地域の中心の位置 今治市菊間町松尾55番地
（3）辺地度点数　　102点

2　略

3　公共的施設の整備計画
令和２年度から令和６年度までの５年間
(単位：千円)
<table>
<tr><th rowspan="2">区分
施設名
事業主体名</th><th rowspan="2">事業費</th><th colspan="2">財源内容</th><th rowspan="2">一般財源のうち辺地対策事業債の予定額</th></tr>
<tr><th>特定財源</th><th>一般財源</th></tr>
<tr><td>県営一般農道
(歌仙地区)
2期</td><td>愛媛県</td><td>84,000</td><td>63,000</td><td>21,000</td><td>15,400</td></tr>
<tr><td>県営一般農道
(歌仙地区)
3期</td><td>愛媛県</td><td>1,082,800</td><td>812,100</td><td>270,700</td><td>270,700</td></tr>
<tr><td>歌仙山高農道</td><td>今治市</td><td>72,338</td><td>40,558</td><td>31,780</td><td>30,800</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　計</td><td>1,239,138</td><td>915,658</td><td>323,480</td><td>316,900</td></tr>
</table>
</td><td>
総合整備計画書

愛媛県今治市　　松尾辺地
(辺地の人口185人　　面積　2.7km²)
(参考　辺地の世帯数43世帯)

1　辺地の概況
（1）辺地を構成する町又は字の名称 菊間町松尾
（2）地域の中心の位置 今治市菊間町松尾56番地1
（3）辺地度点数　　102点

2　略

3　公共的施設の整備計画
令和２年度から令和６年度までの５年間
(単位：千円)
<table>
<tr><th rowspan="2">区分
施設名
事業主体名</th><th rowspan="2">事業費</th><th colspan="2">財源内容</th><th rowspan="2">一般財源のうち辺地対策事業債の予定額</th></tr>
<tr><th>特定財源</th><th>一般財源</th></tr>
<tr><td>県営一般農道
(歌仙地区)
2期</td><td>愛媛県</td><td>84,000</td><td>63,000</td><td>21,000</td><td>15,400</td></tr>
<tr><td>県営一般農道
(歌仙地区)
3期</td><td>愛媛県</td><td>932,800</td><td>699,600</td><td>233,200</td><td>233,200</td></tr>
<tr><td>歌仙山高農道</td><td>今治市</td><td>67,995</td><td>35,750</td><td>32,245</td><td>31,200</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　計</td><td>1,084,795</td><td>798,350</td><td>286,445</td><td>279,800</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

「参　考」

今治市辺地総合整備計画（変更）概要

<table>
<tr><th>辺地名</th><th>変　更　後</th><th>変　更　前</th></tr>
<tr>
<td>田之尻辺地</td>
<td>
総合整備計画書

愛媛県今治市　　田之尻辺地
(辺地の人口　127人　　面積1.7k㎡)
(参考　辺地の世帯数63世帯)

1　略

2　公共的施設の整備を必要とする事情

(中略)

そのため、施設の改修を行なうことで施設の長寿命化及び作業効率の向上を図る。施設が整備されることで、効率的な漁労活動を支えることにつながり、地域住民の生活環境向上が期待される。
漁船漁具保全施設である浮桟橋は、国道側が平成元年に、防波堤側が平成3年に設置され、船の乗降のために使用されている施設である。耐用年数を超えていることもあって、渡橋や木製部分やフロートの老朽化が進み損傷が激しいため、漁業者が使用時に海へ転落する危険性があり、漁労活動に支障をきたしている。
施設の改修を行うことで、使用時の漁業者の安全確保及び効率的な漁労活動を行える。また、施設の長寿命化及び作業効率の向上を図られる。

3　公共的施設の整備計画
令和2年度から令和6年度までの5年間
(単位：千円)
<table>
<tr><th rowspan="2">区分
施設名
事業主体名</th><th rowspan="2">事業費</th><th colspan="2">財源内容</th><th rowspan="2">一般財源のうち辺地対策事業債の予定額</th></tr>
<tr><th>特定財源</th><th>一般財源</th></tr>
<tr><td>漁船漁具保全施設</td><td>愛媛県漁協菊間支所</td><td>2,606</td><td>1,422</td><td>1,184</td><td>1,100</td></tr>
<tr><td>漁船漁具保全施設（浮桟橋改修工事）</td><td>愛媛県漁協菊間支所</td><td>1,712</td><td>934</td><td>778</td><td>700</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　計</td><td>4,318</td><td>2,356</td><td>1,962</td><td>1,800</td></tr>
</table>
</td>
<td>
総合整備計画書

愛媛県今治市　　田之尻辺地
(辺地の人口　139人　　面積1.7k㎡)
(参考　辺地の世帯数68世帯)

1　略

2　公共的施設の整備を必要とする事情

(中略)

そのため、施設の改修を行なうことで施設の長寿命化及び作業効率の向上を図る。施設が整備されることで、効率的な漁労活動を支えることにつながり、地域住民の生活環境向上が期待される。

3　公共的施設の整備計画
令和2年度から令和6年度までの5年間
(単位：千円)
<table>
<tr><th rowspan="2">区分
施設名
事業主体名</th><th rowspan="2">事業費</th><th colspan="2">財源内容</th><th rowspan="2">一般財源のうち辺地対策事業債の予定額</th></tr>
<tr><th>特定財源</th><th>一般財源</th></tr>
<tr><td>漁船漁具保全施設</td><td>愛媛県漁協菊間支所</td><td>2,606</td><td>1,422</td><td>1,184</td><td>1,100</td></tr>
<tr><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　計</td><td>2,606</td><td>1,422</td><td>1,184</td><td>1,100</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

「参　考」

今治市辺地総合整備計画（変更）概要

辺地名	変　更　後	変　更　前
大下辺地	総合整備計画書 愛媛県今治市　　大下辺地 （辺地の人口 57 人　面積 1.52k㎡） （参考　辺地の世帯数 37 世帯） 1　略 2　公共的施設の整備を必要とする事情 大下地域は今治港より北西約 15km に位置し、主要産業は柑橘類の生産である。また、当該地区は離島であるため、定期船舶が唯一の交通手段である。また、島内の生活道として島内を一周する市道等が整備されている。 （中略） 大下浄水場浄水施設は、平成 10 年に建設し、海岸井戸を水源としている大下島において、海水に淡水井戸の水をブレンドした後、逆浸透膜による浄水を行っている施設である。更新時期を迎えているが、海水淡水化施設を更新し、従来通り淡水井戸による海水の希釈を行う。更新する際は、淡水井戸の取水量に応じて希釈割合を変動させることで、逆浸透膜への負荷の更なる低減を行い、膜の長寿命化を図ることのできるシステムとする。施設が整備されることで、島民のライフライン確保につながり、生活環境の向上が期待される。 島内を一周する市道大下一周線は、地域住民にとって欠かせない生活道となっているが、海岸沿いの約 360m にかけて、視線誘導標の設置はあるものの、ガードレール等交通安全施設の設置がない区間が存する。当該区間には道路幅員が 3.5m と狭い箇所があるなど、海への転落事故の恐れがあり、地域住民からも要望の対応が望まれていることから、交通安全施設を設置することで、安全性の向上が図られ、地域住民の生活環境の向上が期待される。 3　公共的施設の整備計画 令和２年度から令和６年度までの５年間 （単位：千円） 区分 / 施設名 / 事業主体名 / 事業費 / 財源内容：特定財源 / 財源内容：一般財源 / 一般財源のうち辺地対策事業債の予定額 大下港浮桟橋 / 今治市 / 79,800 / 53,200 / 26,600 / 26,600 大下浄水場浄水施設 / 今治市 / 314,782 / 233,798 / 80,984 / 80,900 市道大下一周線交通安全施設 / 今治市 / 15,000 / 0 / 15,000 / 15,000 合　計 / 409,582 / 286,998 / 122,584 / 122,500	総合整備計画書 愛媛県今治市　　大下辺地 （辺地の人口 66 人　面積 1.52k㎡） （参考　辺地の世帯数 44 世帯） 1　略 2　公共的施設の整備を必要とする事情 大下地域は今治港より北西約 15km に位置し、主要産業は柑橘類の生産である。また、当該地区は離島であるため、定期船舶が唯一の交通手段である。 （中略） 大下浄水場浄水施設は、平成 10 年に建設し、海岸井戸を水源としている大下島において、海水に淡水井戸の水をブレンドした後、逆浸透膜による浄水を行っている施設である。更新時期を迎えているが、海水淡水化施設を更新し、従来通り淡水井戸による海水の希釈を行う。更新する際は、淡水井戸の取水量に応じて希釈割合を変動させることで、逆浸透膜への負荷の更なる低減を行い、膜の長寿命化を図ることのできるシステムとする。施設が整備されることで、島民のライフライン確保につながり、生活環境の向上が期待される。 3　公共的施設の整備計画 令和２年度から令和６年度までの５年間 （単位：千円） 区分 / 施設名 / 事業主体名 / 事業費 / 財源内容：特定財源 / 財源内容：一般財源 / 一般財源のうち辺地対策事業債の予定額 大下港浮桟橋 / 今治市 / 79,800 / 53,200 / 26,600 / 26,600 大下浄水場浄水施設 / 今治市 / 277,949 / 208,435 / 69,514 / 69,400 合　計 / 357,749 / 261,635 / 96,114 / 96,000

議会第３回議案第66号

今治市過疎地域持続的発展計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第８条第10項の規定により、今治市過疎地域持続的発展計画を変更することについて議会の議決を求める。

令和４年６月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

「参　照」

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（抜すい）

（過疎地域持続的発展市町村計画）

第８条　過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

10　第１項及び前３項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

今治市過疎地域持続的発展計画の変更について

今治市過疎地域持続的発展計画の一部を次のように改正する。

1　第４．地域における情報化　１．地域における情報化の方針の次に次のように加える。

２．事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
３　地域における情報化	（１）電気通信施設等情報化のための施設　ブロードバンド施設	高度無線環境整備推進事業（菊間、吉海、関前）	今治市	

「参　考」

今治市過疎地域持続的発展計画（変更）概要

<table>
<tr><th>変　更　後</th><th>変　更　前</th></tr>
<tr><td>
第４．地域における情報化

１．略

２．事業計画（令和３年度～７年度）
<table>
<tr><th>持続的発展施策区分</th><th>事業名（施設名）</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>３ 地域における情報化</td><td>(1)電気通信施設等情報化のための施設　ブロードバンド施設</td><td>高度無線環境整備推進事業（菊間、吉海、関前）</td><td>今治市</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
第４．地域における情報化

１．略
</td></tr>
</table>

議会第３回議案第67号

市営土地改良事業の施行について（二ノ谷池地区）

市営土地改良事業を次のとおり施行することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の２第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和４年６月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

記

1	土地改良事業の種類	県単独補助土地改良事業
2	工事施行地区	二ノ谷池地区
3	施行年度	令和４年度
4	工　　種	かんがい排水
5	概算事業費	2,900,000円
6	施行方法	請負施行

「参　考」

県単独補助土地改良事業（二ノ谷池地区）

工事概要

ため池ブロック積工　A＝28㎡

「参　照」

土地改良法（抜すい）

（土地改良事業の開始）

第96条の２　市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

２　前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（２以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第３条に規定する資格を有する者の３分の２（２以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の３分の２）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

議会第３回議案第68号

市営土地改良事業の施行について（関前大下地区）

市営土地改良事業を次のとおり施行することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の２第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和４年６月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

記

1	土地改良事業の種類	県単独補助土地改良事業
2	工事施行地区	関前大下地区
3	施行年度	令和４年度
4	工　　種	かんがい排水
5	概算事業費	6,600,000円
6	施行方法	請負施行

「参　考」

県単独補助土地改良事業（関前大下地区）

工事概要

送水ポンプ　N＝2基

「参　照」

土地改良法（抜すい）

（土地改良事業の開始）

第96条の２　市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

２　前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（２以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第３条に規定する資格を有する者の３分の２（２以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の３分の２）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

議会第３回議案第69号

市道の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第１項の規定により、次の市道の路線を廃止する。

令和４年６月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

記

整理番号	路　線　名	起　　点	重要な経過地
		終　　点	
8-104	大西三軒屋線	今治市大西町紺原	
		今治市大西町新町	

「参　照」

道路法（抜すい）

（路線の廃止又は変更）

第10条　都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2　都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代え、路線を変更することができる。

3　第７条第２項から第８項まで及び前条の規定は前２項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第８条第２項から第５項まで及び前条の規定は前２項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

「参　考」

市道廃止路線一覧表

整理番号 (図面対照番号)	路　線　名	起　点 終　点	敷地の幅員	延　長
8-104	大西三軒屋線	今治市大西町紺原甲1312 今治市大西町新町甲1015-1	m 5.1～7.3	m 140.0

【参考】

市道廃止路線箇所

縮尺　1：10000

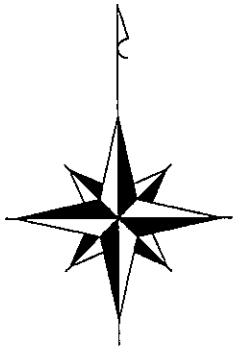

廃止路線

起点

終点

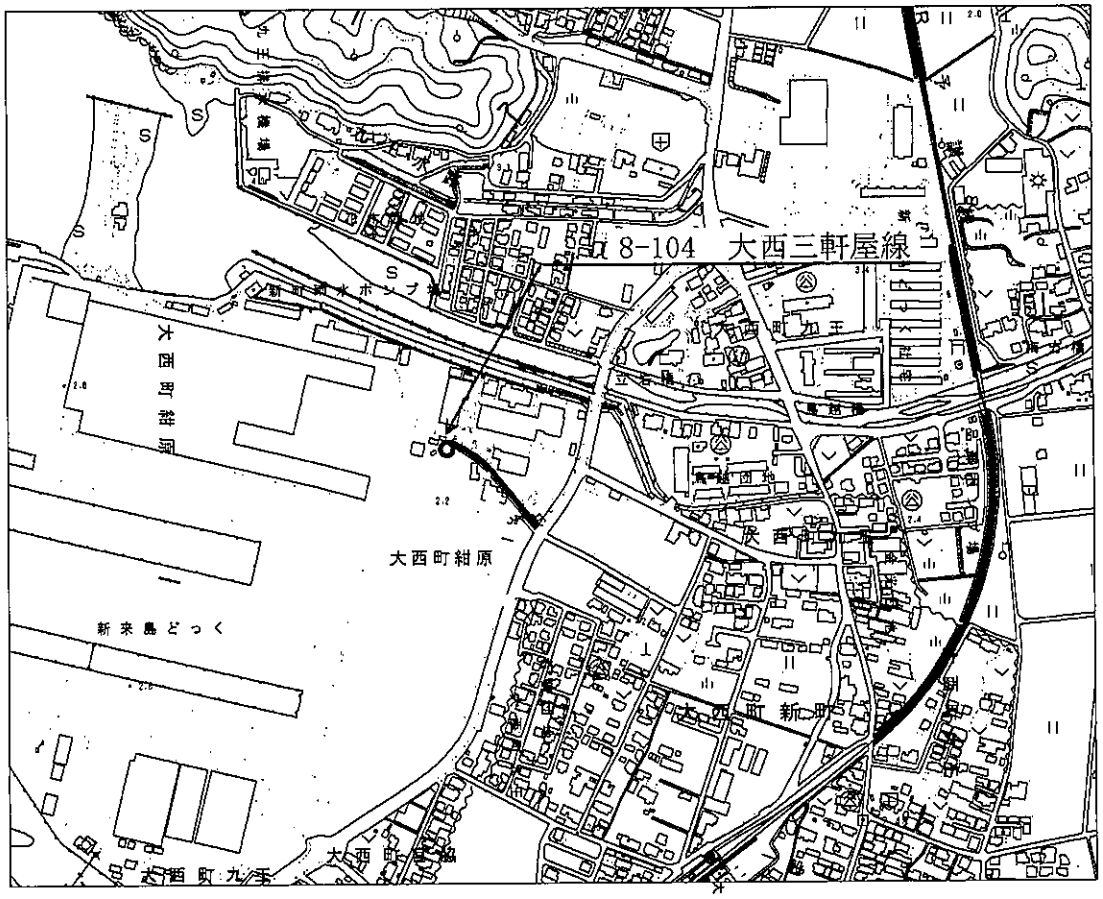

議会第３回議案第70号

市道の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第８条の規定により、次の路線を市道に認定する。

令和４年６月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

記

整理番号	路　線　名	起　点 終　点	重要な経過地
2-550	横田町８号線	今治市横田町一丁目 今治市横田町一丁目	
2-551	郷本町５号線	今治市郷本町二丁目 今治市郷本町二丁目	
2-552	土橋町 11 号線	今治市土橋町一丁目 今治市土橋町一丁目	
2-553	上徳居屋敷線	今治市上徳字居屋敷 今治市上徳字居屋敷	
2-554	上徳立青木線	今治市上徳字立青木 今治市上徳字立青木	
2-555	石橋町 10 号線	今治市石橋町一丁目 今治市石橋町一丁目	
3-520	阿方松ノ下１号線	今治市阿方字松ノ下 今治市阿方字松ノ下	

3-521	阿方松ノ下２号線	今治市阿方字松ノ下	
		今治市阿方字松ノ下	
3-522	阿方松ノ下３号線	今治市阿方字松ノ下	
		今治市阿方字松ノ下	
3-523	泉川４号線	今治市泉川町二丁目	
		今治市泉川町二丁目	
3-524	矢田高橋５号支線	今治市高橋ふれあいの丘	
		今治市高橋ふれあいの丘	
4-402	八代勝 11 号線	今治市阿方字八代勝	
		今治市阿方字八代勝	
4-403	近見４号線	今治市石井町四丁目	
		今治市石井町四丁目	
4-404	石井町元折線	今治市石井町三丁目	
		今治市石井町三丁目	
8-340	宮脇町西線	今治市大西町宮脇	
		今治市大西町宮脇	

「参　照」

道　路　法　（抜すい）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第８条　第３条第４号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

２　市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

「参　考」

市道認定路線一覧表

整理番号 (図面対照番号)	路線名	起点 終点	敷地の幅員 現況	敷地の幅員 計画	延長
2-550	横田町８号線	今治市横田町一丁目 434 番 36 先 今治市横田町一丁目 434 番 34 先	m 6.3	m	m 60.1
2-551	郷本町５号線	今治市郷本町二丁目 646 番８先 今治市郷本町二丁目 648 番６先	5.3		39.7
2-552	土橋町 11 号線	今治市土橋町一丁目 245 番８先 今治市土橋町一丁目 246 番５先	5.0		104.2
2-553	上徳居屋敷線	今治市上徳字居屋敷 69 番４先 今治市上徳字居屋敷 69 番６先	6.3		34.1
2-554	上徳立青木線	今治市上徳字立青木甲 469 番 13 先 今治市上徳字立青木甲 469 番 19 先	6.3		104.0
2-555	石橋町 10 号線	今治市石橋町一丁目 36 番 20 先 今治市石橋町一丁目 36 番 21 先	4.3 ～4.5		61.5
3-520	阿方松ノ下１号線	今治市阿方字松ノ下甲 258 番６先 今治市阿方字松ノ下甲 260 番８先	6.3		112.7
3-521	阿方松ノ下２号線	今治市阿方字松ノ下甲 260 番 22 先 今治市阿方字松ノ下甲 260 番 17 先	5.0 ～6.3		98.0
3-522	阿方松ノ下３号線	今治市阿方字松ノ下甲 260 番 25 先 今治市阿方字松ノ下甲 260 番 25 先	4.6		24.3
3-523	泉川４号線	今治市泉川町二丁目 147 番 11 先 今治市泉川町二丁目 147 番 14 先	4.5		25.9
3-524	矢田高橋５号支線	今治市高橋ふれあいの丘３番先 今治市高橋ふれあいの丘３番先	6.0		147.4

4-402	八代勝11号線	今治市阿方字八代勝甲563番37先	4.6		33.2
		今治市阿方字八代勝甲563番35先			
4-403	近見4号線	今治市石井町四丁目681番1先	4.4		44.5
		今治市石井町四丁目681番4先			
4-404	石井町元折線	今治市石井町三丁目542番1先	5.0		71.0
		今治市石井町三丁目543番先			
8-340	宮脇町西線	今治市大西町宮脇甲484番3先	6.3		73.0
		今治市大西町宮脇甲473番1先			

【参考】

市道認定路線箇所

縮尺　1：10000

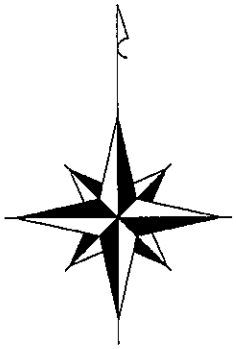

認定路線

起点

終点

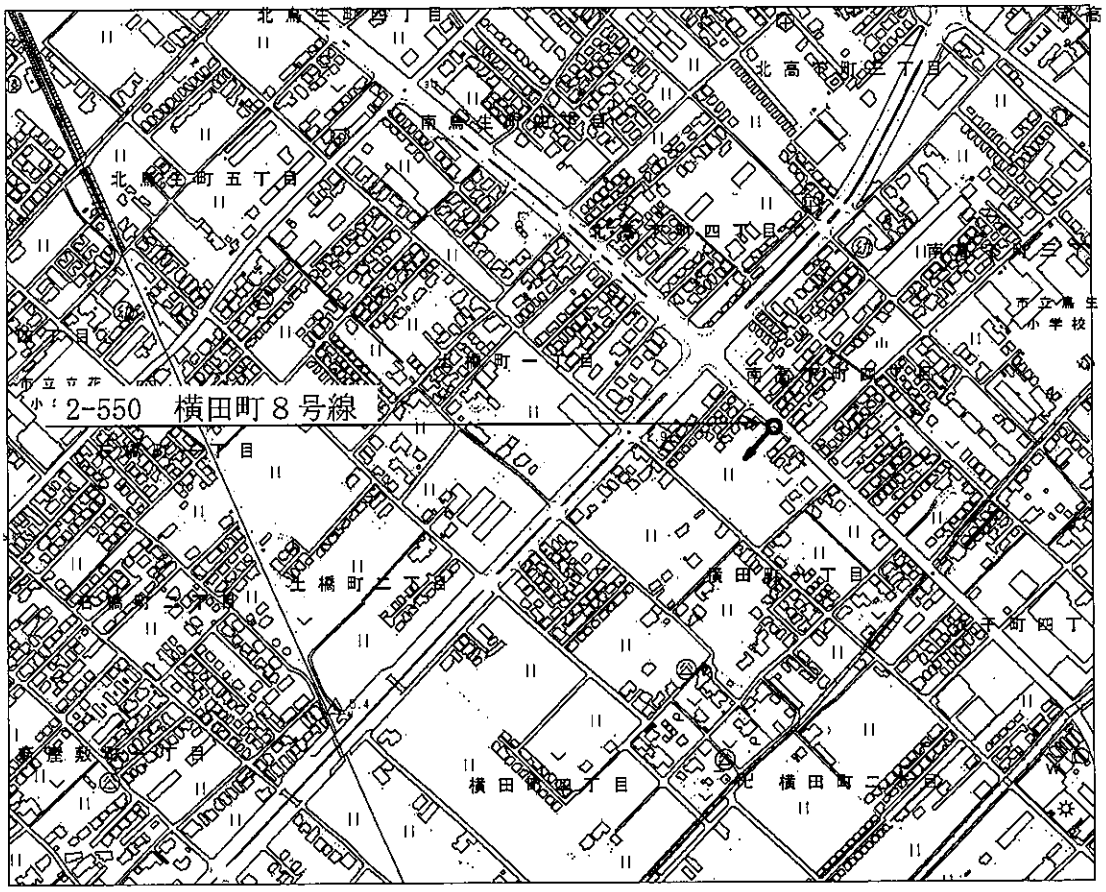

【参考】

市道認定路線箇所

縮尺　1：10000

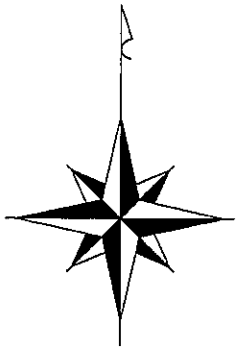

認定路線

起点

終点

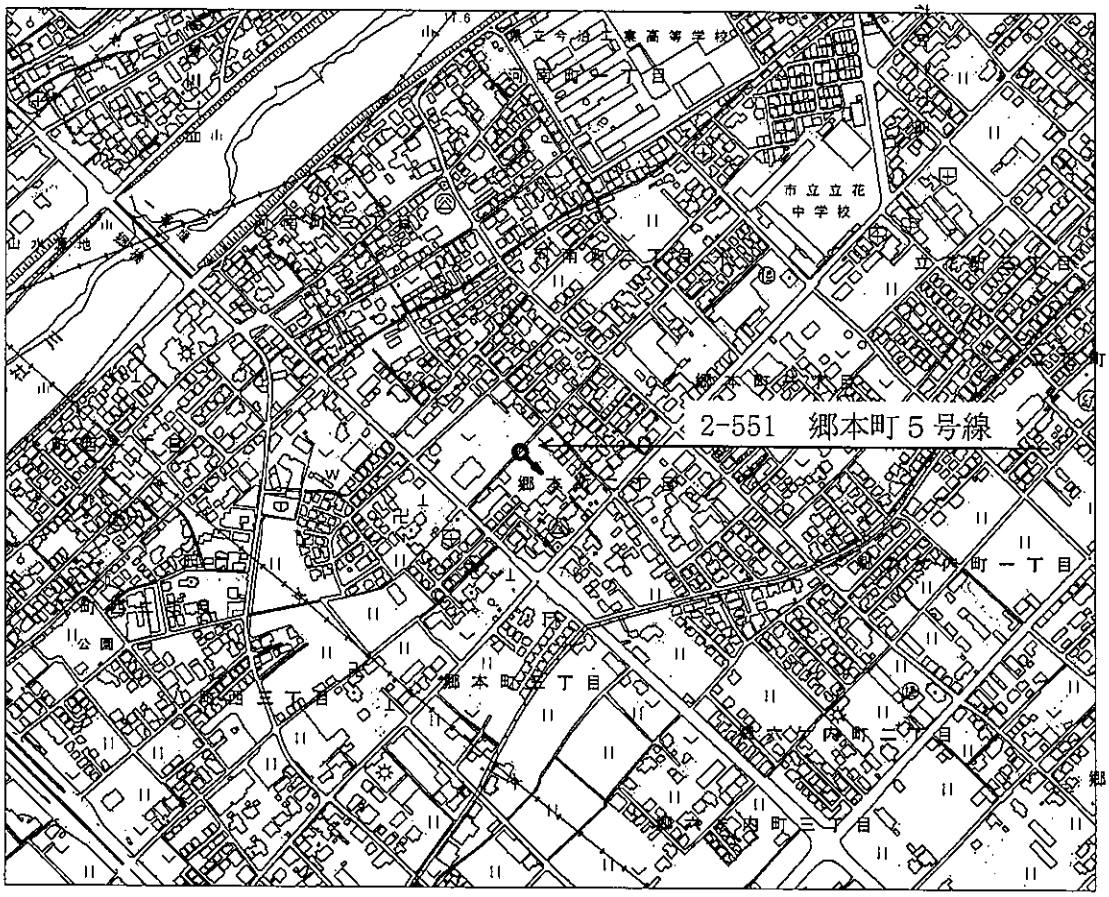

【参考】

市道認定路線箇所

縮尺　1：10000

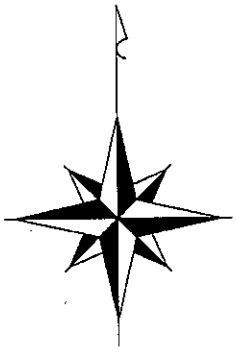

認定路線

起点

終点

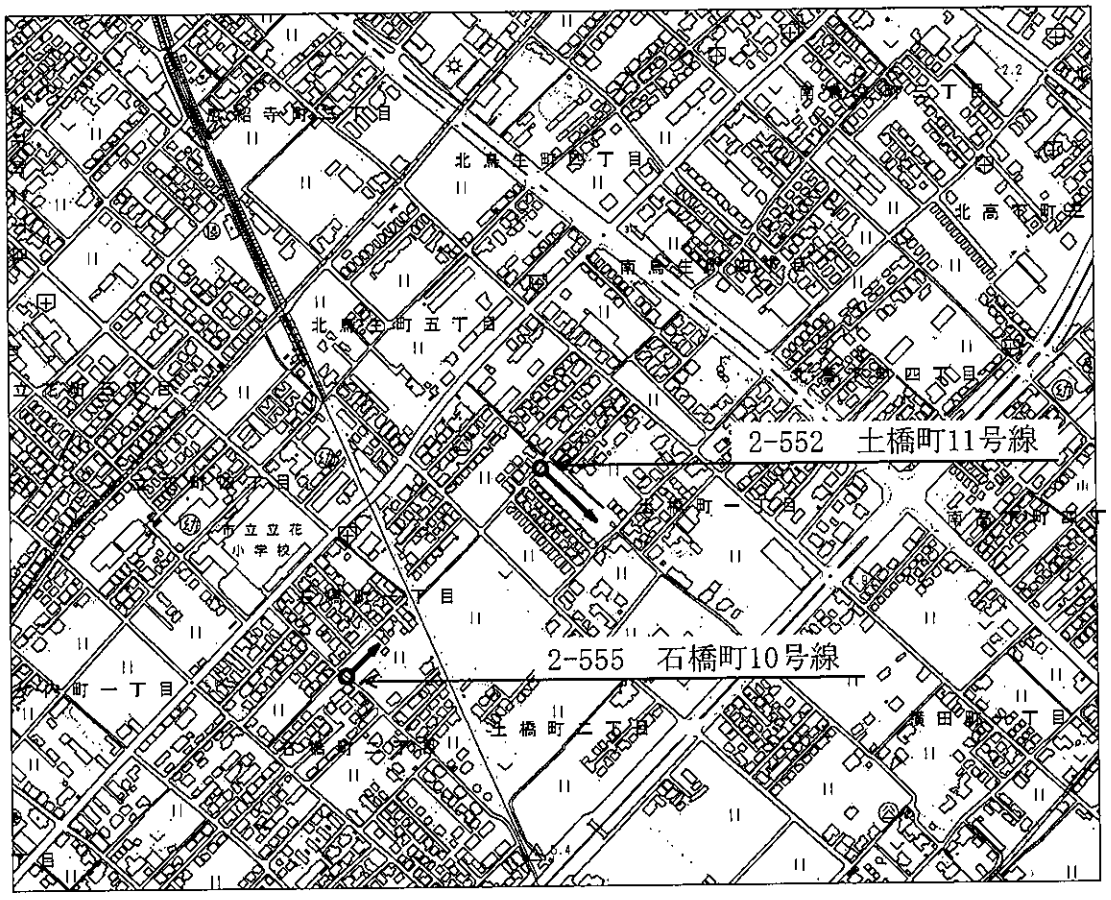

【参考】

市道認定路線箇所

縮尺　1：10000

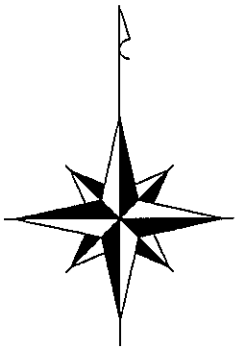

認定路線

起点

終点

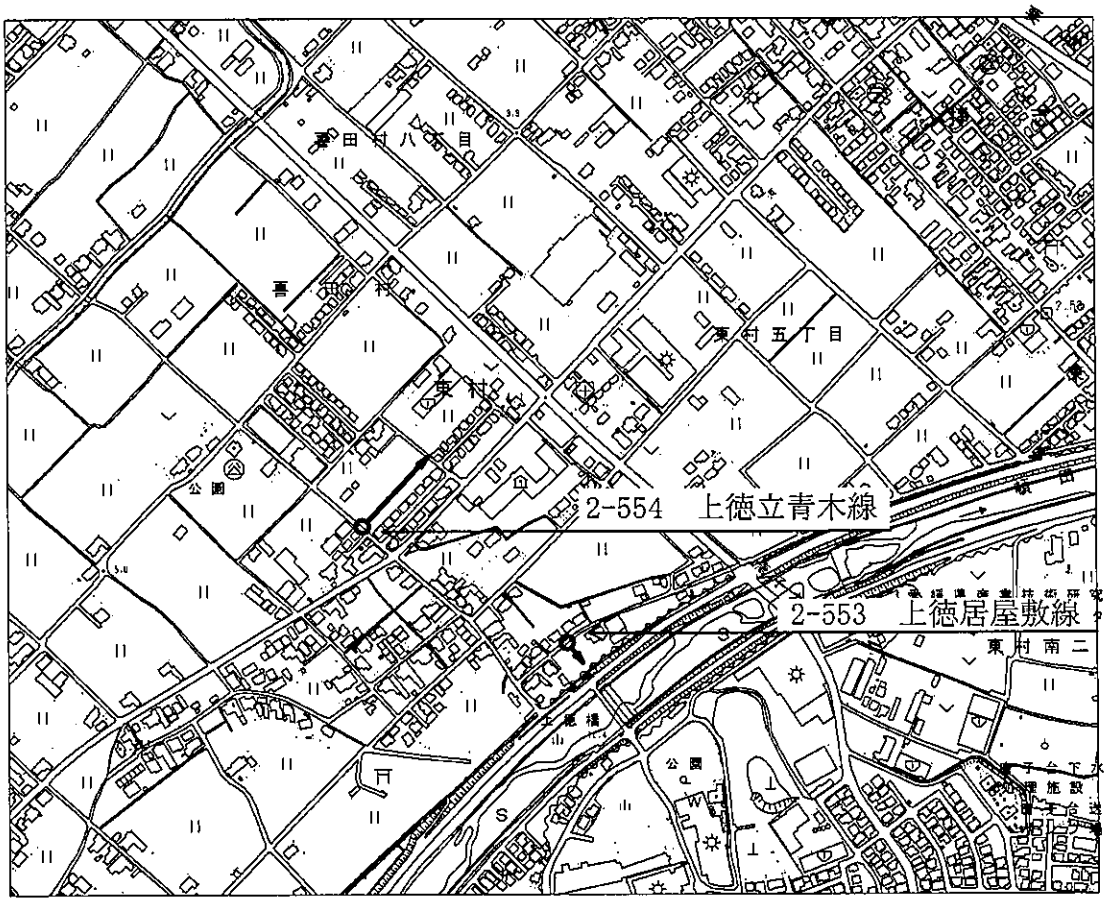

【参考】

市道認定路線箇所

縮尺　1：10000

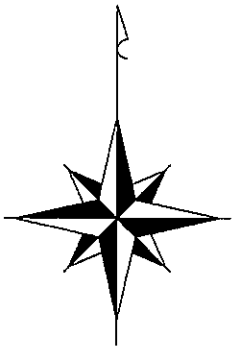

認定路線

起点

終点

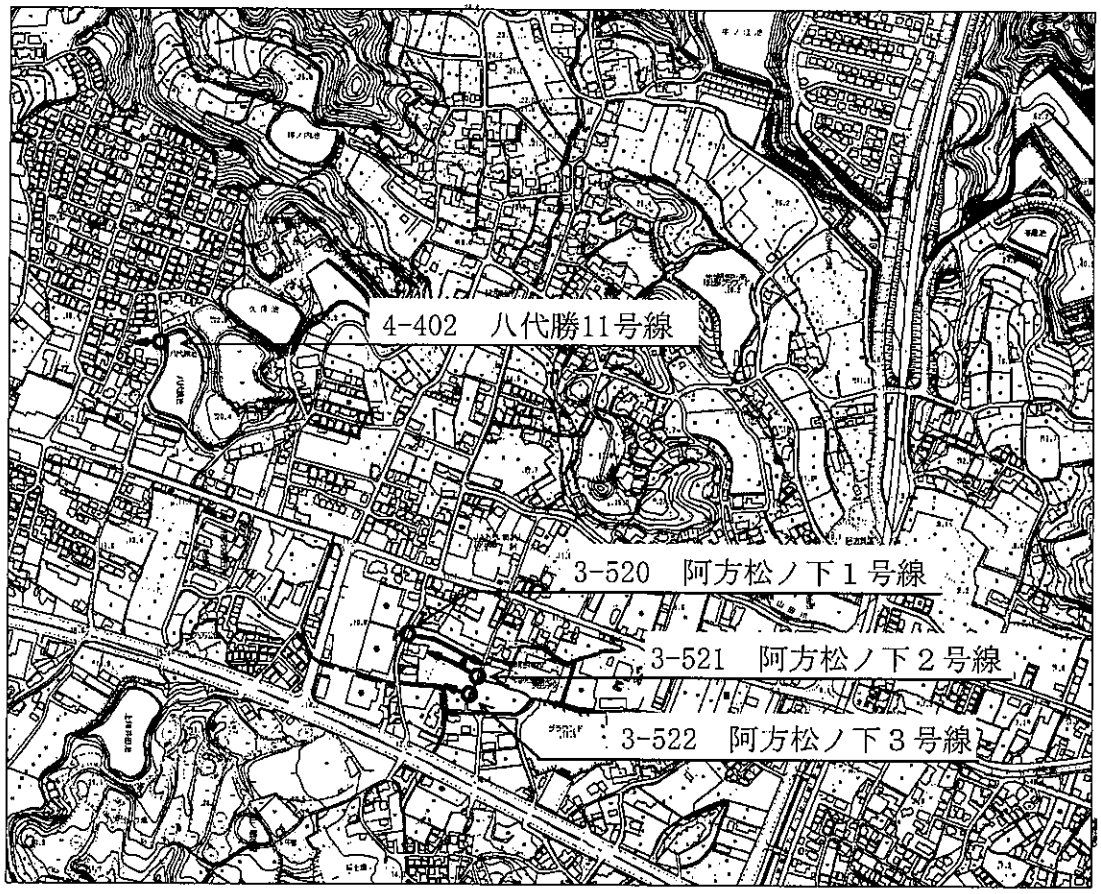

【参考】

市道認定路線箇所

縮尺　1：10000

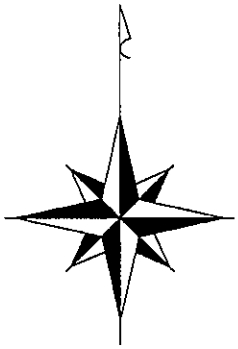

認定路線

起点

終点

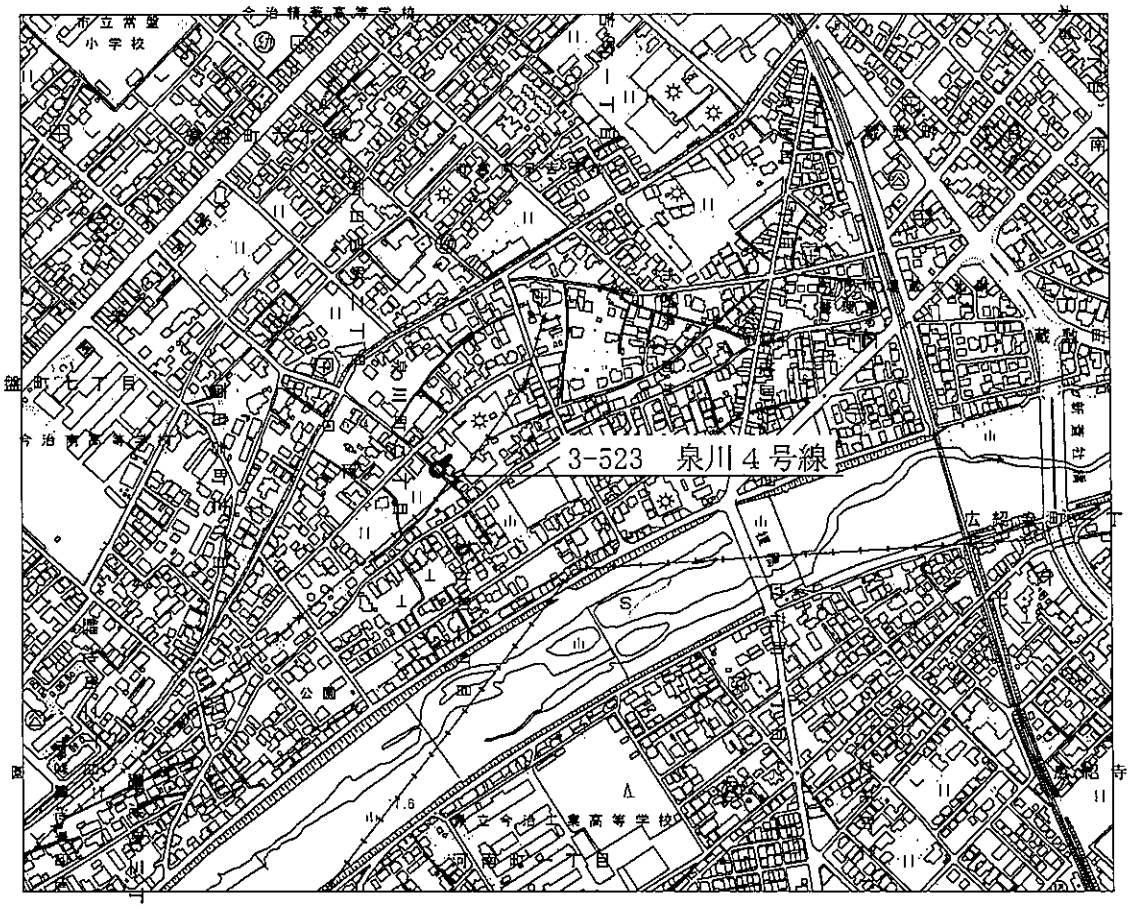

【参考】

市道認定路線箇所

縮尺　1：10000

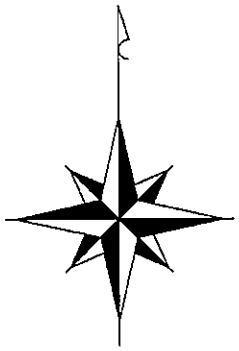

認定路線

起点

終点

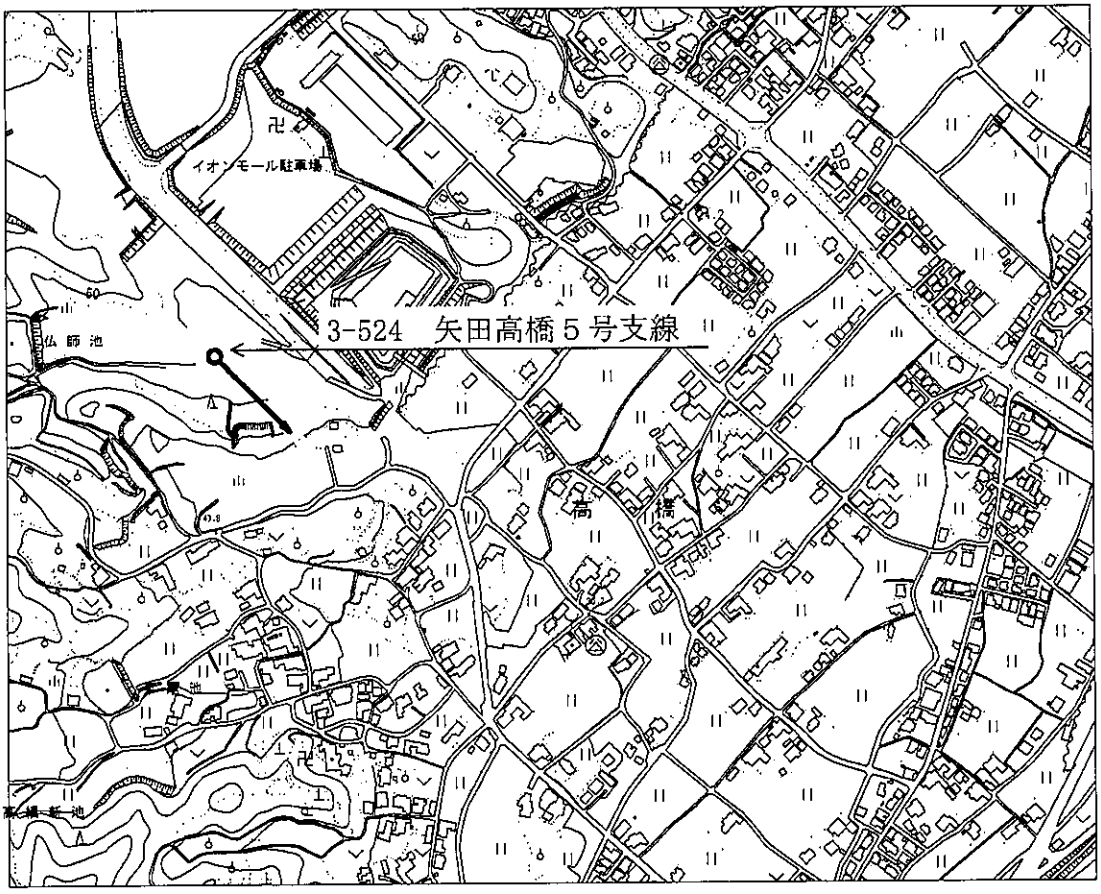

【参考】

市道認定路線箇所

縮尺　1：10000

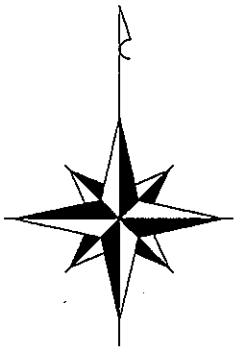

認定路線

起点

終点

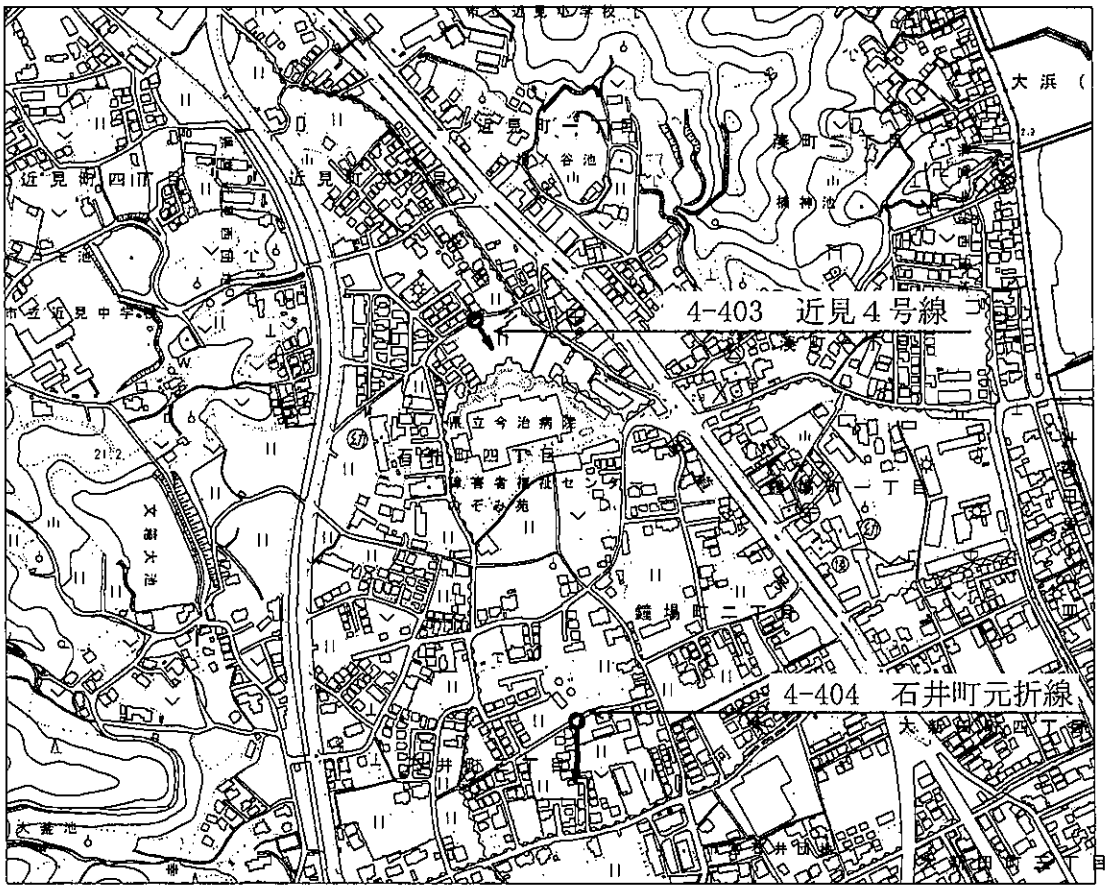

【参考】

市道認定路線箇所

縮尺　1：10000

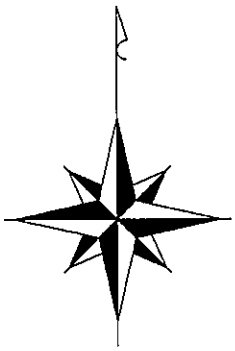

認定路線

起点

終点

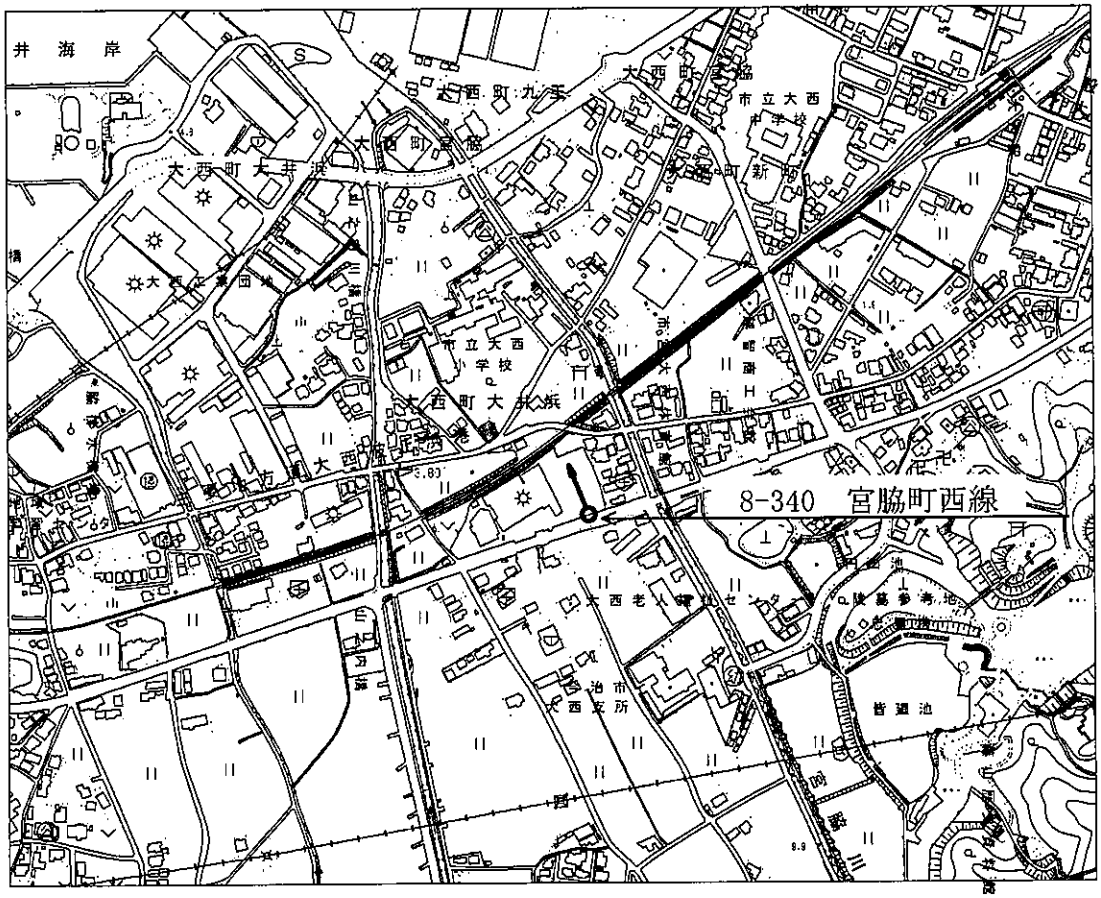

議会第３回議案第71号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和４年６月10日提出

今治市長　　徳　永　繁　樹

記

・今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
・今治市市税条例等の一部を改正する条例制定について
・令和４年度　今治市一般会計補正予算（第１号）

「参　照」

地方自治法（抜すい）

（長の専決処分）

第179条　普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2　議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3　前２項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

専決第５号

今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和４年３月31日

今治市長　　徳　永　繁　樹

「理　由」

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げようとするもの。

今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

今治市国民健康保険税条例（平成17年今治市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第３項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第26条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

第26条の２第１項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の今治市国民健康保険税条例の規定は、令和４年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

「参　考」

今治市国民健康保険税条例改正条項新旧対照表

新	旧
（課税額） 第３条　略 ２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。 ３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が20万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、20万円とする。 ４　略 （保険税の減額） 第26条　次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第３条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超え	（課税額） 第３条　略 ２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とする。 ３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。 ４　略 （保険税の減額） 第26条　次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第３条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超え

る場合には、20万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （1）～（3）　略 （保険税の減額の特例） 第26条の２　旧被扶養者（次項に規定する被扶養者をいう。以下この条において同じ。）に対する保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、旧被扶養者が被保険者となった日の属する月から２年を経過する月までの間に限り、第３条第２項本文の基礎課税額から第１号から第３号までに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額から第４号から第６号までに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）及び同条第４項本文の介護納付金課税額から第７号から第９号までに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （1）～（9）　略 ２　略	る場合には、19万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （1）～（3）　略 （保険税の減額の特例） 第26条の２　旧被扶養者（次項に規定する被扶養者をいう。以下この条において同じ。）に対する保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、旧被扶養者が被保険者となった日の属する月から２年を経過する月までの間に限り、第３条第２項本文の基礎課税額から第１号から第３号までに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額から第４号から第６号までに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）及び同条第４項本文の介護納付金課税額から第７号から第９号までに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （1）～（9）　略 ２　略

専決第６号

今治市市税条例等の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和４年３月31日

今治市長　　徳　永　繁　樹

「理　由」

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市市税条例等の一部を改正する条例

（今治市市税条例の一部改正）

第１条　今治市市税条例（平成17年今治市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第18条の４中「交付手数料」を「交付（法第382条の４に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

第33条第４項を次のように改める。

４　前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の３第１項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他省令に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第６項を次のように改める。

６　前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の３第１項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他省令に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の９第１項中「特定配当等申告書」を「確定申告書」に、「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第２項中「申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税」に改める。

第36条の２第１項ただし書中「所得税法第２条第１項第33号の４に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の２第１項第10号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第２項中「第２条第４項ただし書」を「第２条第３項ただし書」に改める。

第36条の３第２項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第３項中「附記し」を「付記し」に改める。

第36条の３の２の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第１項中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

（２）　所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第３項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第４項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第１項において同じ。）の氏名

第36条の３の３の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第１項中

「者であって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって 、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

（2） 特定配偶者の氏名

第48条第９項中「第321条の８第60項」を「第321条の８第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の８第69項」を「第321条の８第71項」に改める。

第53条の７中「第２条第４項ただし書」を「第２条第３項ただし書」に改める。

第73条の２第１項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第１項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加え、「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の４に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の３第１項中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加え、「交付手数料」を「交付（法第382条の４に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

附則第７条の３の２第１項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和３年」を「令和７年」に改める。

附則第10条の２第２項中「４分の３」を「５分の４」に改め、同条第３項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第４項中「附則第15条第24項第１号」を「附則第15条第23項第１号」に改め、同条第５項中「附則第15条第24項第２号」を「附則第15条第23項第２号」に改め、同条第６項中「附則第15条第24項第３号」を「附則第15条第23項第３号」に改め、同条第７項中「附則第15条第25項第１号」を「附則第15条第24項第１号」に改め、同条第８項中「附則第15条第25項第２号」を「附則第15条第24項第２号」に改め、同条第９項中「附則第15条第27項第１号イ」を「附則第15条第26項第１号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第１号ロ」を「附則第15条第26項第１号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第１号ハ」を「附則第15条第26項第１号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第１号ニ」を「附則第15条第26項第１号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第２号イ」を「附則第15条第26項第２号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第２号ロ」を「附則第15条第26項第２号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第２号ハ」を「附則第15条第26項第２号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第３号イ」を「附則第15条第26項第３号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第３号ロ」を「附則第15条第26項第３号ロ」に改め、同条第18項

中「附則第15条第27項第３号ハ」を「附則第15条第26項第３号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第20項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第21項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第22項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第23項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第25項を第26項とし、第24項を第25項とし、第23項の次に次の１項を加える。

24　法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。

附則第10条の３第９項各号列記以外の部分中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第４号から第６号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項各号列記以外の部分中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第４号から第６号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第１項中「100分の５」の次に「（商業地等に係る令和４年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附則第16条の３第２項を次のように改める。

２　前項の規定のうち、租税特別措置法第８条の４第２項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第１項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の２第３項中「、第37条の８又は第37条の９」を「又は第37条の８」に改める。

附則第20条の２第４項を次のように改める。

４　前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の３第１項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の３第４項を次のように改める。

４　前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の３第１項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の３第６項中「年の翌年の４月１日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」

に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条例適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第26条を削る。

（今治市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　今治市市税条例等の一部を改正する条例（令和３年今治市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第１条のうち今治市市税条例第36条の３の３第１項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第２条第３項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第２項及び第36条の３の３第１項並びに附則第５条第１項の規定」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和４年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）　第１条中今治市市税条例第36条の３の２の見出し及び同条第１項並びに第36条の３の３の見出し及び同条第１項の改正規定並びに同条例附則第７条の３の２第１項及び第17条の２第３項の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに第２条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第３条第１項及び第２項の規定　令和５年１月１日

（２）　第１条中今治市市税条例第33条第４項及び第６項、第34条の９第１項及び第２項、第36条の２第１項ただし書及び第２項、第36条の３第２項及び第３項並びに第53条の７の改正規定並びに同条例附則第16条の３第２項、第20条の２第４項並びに第20条の３第４項及び第６項の改正規定並びに第２条（今治市市税条例等の一部を改正する条例（令和３年今治市条例第29号）附則第２条第３項の改正規定に限る。）並びに附則第３条第３項の規定　令和６年１月１日

（３）　第１条中今治市市税条例第18条の４第１項の改正規定、同条例第73条の２第１項の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「（同条第１項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び同条例第73条の３第１項の改正規定（「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第４条第３項及び第４項の規定　民法等の一部を改正する法律（令和３年法律第24号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第２条　前条第３号に掲げる規定による改正後の今治市市税条例第18条の４第１項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の４に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第３条　第１条の規定による改正後の今治市市税条例（以下「新条例」という。）第36条の３の２第１項の規定は、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「１号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の３の２第１項に規定する給与について提出する同項及び同条第２項に規定する申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき第１条の規定による改正前の今治市市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の３の２第１項に規定する給与について提出した同項及び同条第２項に規定する申告書については、なお従前の例による。

２　新条例第36条の３の３第１項の規定は、１号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の６第１項に規定する公的年金等（同法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の３の３第１項に規定する申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の３の３第１項に規定する申告書については、なお従前の例による。

３　附則第１条第２号に掲げる規定による改正後の今治市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第４条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和４年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和３年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　令和２年４月１日から令和４年３月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１号）第１条の規定による改正前の地方税法附則第15条第２項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

３　附則第１条第３号に掲げる規定による改正後の今治市市税条例第73条の２第１項（地方税法第382条の４に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の２の規定による固定資産課税台帳（同条第１項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

4　附則第１条第３号に掲げる規定による改正後の今治市市税条例第73条の３第１項（地方税法第382条の４に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の３の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

「参　考」

第１条の規定による今治市市税条例改正条項新旧対照表

新	旧
（納税証明書の交付手数料） 第18条の４　法第20条の10の納税証明書の交付（法第382条の４に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料は、今治市手数料条例（平成17年条例第65号）の規定により徴収する。ただし、道路運送車両法第97条の２に規定する証明書については、手数料を徴しない。 （所得割の課税標準） 第33条　略 ２～３　略 ４　前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の３第１項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他省令に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。	（納税証明書の交付手数料） 第18条の４　法第20条の10の納税証明書の交付手数料は、今治市手数料条例（平成17年条例第65号）の規定により徴収する。ただし、道路運送車両法第97条の２に規定する証明書については、手数料を徴しない。 （所得割の課税標準） 第33条　略 ２～３　略 ４　前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他省令に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき

	は、この限りでない。 (1)　第36条の2第1項の規定による申告書 (2)　第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)
5　略	5　略
6　前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他省令に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。	6　前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他省令に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。 (1)　第36条の2第1項の規定による申告書 (2)　第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合に

	おける当該確定申告書に限る。）
（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） 第34条の９　所得割の納税義務者が、第33条第４項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第２章第１節第５款の規定により配当割額を課された場合又は同条第６項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第６款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に５分の３を乗じて得た金額を、第34条の３及び前３条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） 第34条の９　所得割の納税義務者が、第33条第４項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第２章第１節第５款の規定により配当割額を課された場合又は同条第６項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第６款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に５分の３を乗じて得た金額を、第34条の３及び前３条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
２　前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の９の３から第48条の９の６までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。	２　前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の９の３から第48条の９の６までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。
３　略	３　略
（市民税の申告） 第36条の２　第23条第１項第１号に掲げる者	（市民税の申告） 第36条の２　第23条第１項第１号に掲げる者

は、3月15日までに、省令第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及

は、3月15日までに、省令第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者

に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及

び第24条第２項に規定する者（省令第２条の２第１項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

２　前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（省令第２条の２第１項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、省令第２条第３項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

３～10　略

（所得税に係る更正又は決定事項の申告義務）

第36条の３　略

２　前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（省令第２条の３第１項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の２第１項各号又は第３項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第１項又は第３項から第５項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

３　第１項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、省令第２条の３第２項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の３の２　所得税法第194条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給

び第24条第２項に規定する者（省令第２条の２第１項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

２　前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（省令第２条の２第１項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、省令第２条第４項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

３～10　略

（所得税に係る更正又は決定事項の申告義務）

第36条の３　略

２　前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（省令第２条の３第１項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の２第１項各号又は第３項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、前条第１項又は第３項から第５項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

３　第１項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、省令第２条の３第２項各号に掲げる事項を附記しなければならない。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書　）

第36条の３の２　所得税法第194条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給

与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
（1） 略	（1） 略
（2） 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名	
（3） 略	（2） 略
（4） 略	（3） 略
2～5 略	2～5 略
（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）	（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）
第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900	第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、

万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	扶養親族（控除対象扶養親族　　を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
（１）　略	（１）　略
（２）　特定配偶者の氏名	（２）　略
（３）　略	（３）　略
（４）　略	
２～５　略	２～５　略
（法人の市民税の申告納付）	（法人の市民税の申告納付）
第48条　略	第48条　略
２～８　略	２～８　略
９　法第321条の８第62項に規定する特定法人である内国法人は、第１項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び省令で定めるとこ	９　法第321条の８第60項に規定する特定法人である内国法人は、第１項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び省令で定めるとこ

ろにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。	ろにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。
10～14　略	10～14　略
15　第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の８第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第９項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。	15　第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の８第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第９項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
16　略	16　略
（特別徴収税額の納入の義務等）	（特別徴収税額の納入の義務等）
第53条の７　前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、省令第５号の８様式又は省令第２条第３項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。	第53条の７　前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、省令第５号の８様式又は省令第２条第４項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。
（固定資産課税台帳の閲覧の手数料）	（固定資産課税台帳の閲覧の手数料）
第73条の２　法第382条の２に規定する固定資産課税台帳（同条第１項ただし書の規定によ	第73条の２　法第382条の２に規定する固定資産課税台帳

る措置を講じたものを含む。）の閲覧（法第382条の４に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料は、１回につき300円とする。ただし、法第416条第３項又は第419条第８項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

２　略

（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）

第73条の３　法第382条の３に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（法第382条の４に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料は、証明書１枚ごとに300円とする。

２　略

附　則

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第７条の３　略

第７条の３の２　平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の２の２の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和７年までの各年である場合に限る。）において、前条第１項の規定の適用を受けないときは、

の閲覧の手数料

は、１回につき300円とする。ただし、法第416条第３項又は第419条第８項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

２　略

（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）

第73条の３　法第382条の３に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書

の交付手数料

は、証明書１枚ごとに300円とする。

２　略

附　則

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第７条の３　略

第７条の３の２　平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の２の２の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和３年までの各年である場合に限る。）において、前条第１項の規定の適用を受けないときは、

法附則第５条の４の２第５項（同条第７項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の３及び第34条の６の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

２　略

（法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合）

第10条の２　略

２　法附則第15条第２項第５号に規定する市町村の条例で定める割合は５分の４とする。

３　法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

４　法附則第15条第23項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

５　法附則第15条第23項第２号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

６　法附則第15条第23項第３号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

７　法附則第15条第24項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

８　法附則第15条第24項第２号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

９　法附則第15条第26項第１号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

10　法附則第15条第26項第１号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

法附則第５条の４の２第５項（同条第７項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の３及び第34条の６の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

２　略

（法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合）

第10条の２　略

２　法附則第15条第２項第５号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。

３　法附則第15条第23項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

４　法附則第15条第24項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

５　法附則第15条第24項第２号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

６　法附則第15条第24項第３号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

７　法附則第15条第25項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

８　法附則第15条第25項第２号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

９　法附則第15条第27項第１号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

10　法附則第15条第27項第１号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

11　法附則第15条第26項第１号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

12　法附則第15条第26項第１号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

13　法附則第15条第26項第２号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。

14　法附則第15条第26項第２号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。

15　法附則第15条第26項第２号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。

16　法附則第15条第26項第３号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

17　法附則第15条第26項第３号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

18　法附則第15条第26項第３号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

19　法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

20　法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

21　法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

11　法附則第15条第27項第１号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

12　法附則第15条第27項第１号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

13　法附則第15条第27項第２号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。

14　法附則第15条第27項第２号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。

15　法附則第15条第27項第２号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。

16　法附則第15条第27項第３号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

17　法附則第15条第27項第３号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

18　法附則第15条第27項第３号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

19　法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

20　法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

21　法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

22　法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。	22　法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。
23　法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の１とする。	23　法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の１とする。
24　法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。	
25　略	24　略
26　略	25　略
（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
第10条の３　略	第10条の３　略
２～８　略	２～８　略
９　法附則第15条の９第９項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	９　法附則第15条の９第９項の熱損失防止改修住宅　又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分　について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事　が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
（１）～（３）　略	（１）～（３）　略
（４）　熱損失防止改修工事等が完了した年月日	（４）　熱損失防止改修工事　が完了した年月日
（５）　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等	（５）　熱損失防止改修工事　に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
（６）　熱損失防止改修工事等が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することがで	（６）　熱損失防止改修工事　が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することがで

きなかった理由	きなかった理由
10　略	10　略
11　法附則第15条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第７条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	11　法附則第15条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は　同条第５項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分　について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事　が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第７条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(3)　略	(1)～(3)　略
(4)　熱損失防止改修工事等が完了した年月日	(4)　熱損失防止改修工事　が完了した年月日
(5)　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等	(5)　熱損失防止改修工事　に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
(6)　熱損失防止改修工事等が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由	(6)　熱損失防止改修工事　が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由
12～13　略	12～13　略
（宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例）	（宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例）
第12条　宅地等に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、	第12条　宅地等に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、

当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３の２の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の５（商業地等に係る令和４年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

２～５　略

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の３　略

２　前項の規定のうち、租税特別措置法第８条の４第２項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第１項の規定

当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３の２の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の５＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を乗じて得た額を加算した額（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

２～５　略

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の３　略

２　前項の規定のうち、租税特別措置法第８条の４第２項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の４月１日の属する年度分の市

の適用を受けた場合に限り適用する。	民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第４項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第１項及び第２項並びに第34条の３の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。 （１）　第33条第４項ただし書の規定の適用がある場合 （２）　第33条第４項第１号に掲げる申告書及び同項第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。
３　略	３　略
（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）	（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）
第17条の２　略	第17条の２　略
２　略	２　略
３　第１項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の４まで、第34条から第	３　第１項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の４まで、第34条から第

35条の３まで、第36条の２、第36条の５、第37条、第37条の４から第37条の６まで又は第37条の８　　の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第１項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の２　略

２～３　略

４　前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の３第１項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

35条の３まで、第36条の２、第36条の５、第37条、第37条の４から第37条の６まで、第37条の８又は第37条の９の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第１項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の２　略

２～３　略

４　前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

（１）　第36条の２第１項の規定による申告書

（２）　第36条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告

	書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）
5　略	5　略
（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）	（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）
第20条の３　略	第20条の３　略
２～３　略	２～３　略
４　前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の３第１項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。	４　前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。 （１）　第36条の２第１項の規定による申告書 （２）　第36条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）
5　略	5　略
6　租税条約等実施特例法第３条の２の２第	6　租税条約等実施特例法第３条の２の２第

１項の規定の適用がある場合（第３項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の９の規定の適用については、同条第１項中「又は同条第６項」とあるのは「若しくは附則第20条の３第３項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第４項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１項の規定及び法第２章第１節第５款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第６項」と、同条第３項中「法第37条の４」とあるのは「租税条約等実施特例法第３条の２の２第９項の規定により読み替えて適用される法第37条の４」とする。

１項の規定の適用がある場合（第３項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の９の規定の適用については、同条第１項中「又は同条第６項」とあるのは「若しくは附則第20条の３第３項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の同条第４項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条例適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１項の規定及び法第２章第１節第５款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第６項」と、同条第３項中「法第37条の４」とあるのは「租税条約等実施特例法第３条の２の２第９項の規定により読み替えて適用される法第37条の４」とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第26条　所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第６条第４項の規定の適用を受けた場合に

	おける附則第７条の３の２第１項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。 ２　所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第６条の２第１項の規定の適用を受けた場合における附則第７条の３の２第１項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和３年」とあるのは「令和４年」とする。

「参　考」

第２条の規定による今治市市税条例改正条項新旧対照表

新	旧
（今治市市税条例の一部改正） 第１条　今治市市税条例（平成17年今治市条例第61号）の一部を次のように改正する。 （中略） 第36条の３の３第１項中「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改め、同条第４項中「所得税法第203条の６第６項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の９の７の３において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす」に改める。 （中略） 附　則 第１条　略 （市民税に関する経過措置） 第２条　略 ２　略 ３　新条例第24条第２項及び第36条の３の３第１項並びに附則第５条第１項の規定は、令和６年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。	（今治市市税条例の一部改正） 第１条　今治市市税条例（平成17年今治市条例第61号）の一部を次のように改正する。 （中略） 第36条の３の３第１項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者　　に限る」に改め、同条第４項中「所得税法第203条の６第６項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の９の７の３において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす」に改める。 （中略） 附　則 第１条　略 （市民税に関する経過措置） 第２条　略 ２　略 ３　新条例の規定中個人の市民税に関する部分　　は、令和６年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

専決第12号

令和４年度今治市一般会計補正予算（第１号）

令和４年度今治市の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ９８７，９９０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７５，７０７，９９０千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

上記補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により専決処分する。

令和４年５月25日

今治市長　徳　永　繁　樹

第 1 表 歳入歳出予算補正　歳 入

款	項
15 国庫支出金	
	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
歳　入　合　計	

（単位　千円）

補正前の額	補　正　額	計
10,877,957	987,990	11,865,947
8,773,495	143,223	8,916,718
2,060,437	844,767	2,905,204
74,720,000	987,990	75,707,990

歳　出

款	項
3 民　生　費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
4 衛　生　費	
	1 保健衛生費
歳　出　合　計	

（単位　千円）

補正前の額	補　正　額	計
28,840,624	806,400	29,647,024
16,233,641	534,000	16,767,641
9,537,343	272,400	9,809,743
5,799,076	181,590	5,980,666
2,767,961	181,590	2,949,551
74,720,000	987,990	75,707,990

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括　（歳　入）

（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
15　国庫支出金	10,877,957	987,990	11,865,947
歳　入　合　計	74,720,000	987,990	75,707,990

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
3 民　生　費	28,840,624	806,400	29,647,024
4 衛　生　費	5,799,076	181,590	5,980,666
歳　出　合　計	74,720,000	987,990	75,707,990

（単位　千円）

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
806,400	0	0	0	0
181,590	0	0	0	0
987,990	0	0	0	0

2　歳　入

款　項　目	補　正　前	補　正　額	計
15　国庫支出金	10,877,957	987,990	11,865,947
1　国庫負担金	8,773,495	143,223	8,916,718
2　衛生費国庫負担金	421,600	143,223	564,823
2　国庫補助金	2,060,437	844,767	2,905,204
2　民生費国庫補助金	404,895	806,400	1,211,295
3　衛生費国庫補助金	423,177	38,367	461,544
歳　入　合　計	74,720,000	987,990	75,707,990

（単位　千円）

節		説　　明
区　分	金　額	
1 予　防　費	143,223	新型コロナウイルスワクチン接種対策費（１０／１０）
1 社会福祉総務費	534,000	住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費（１０／１０）　510,000 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事務費（１０／１０）　24,000
5 児童福祉総務費	272,400	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費（１０／１０）　265,000 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費（１０／１０）　7,400
2 予　防　費	38,367	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費（１０／１０）

3　歳　出

款　項　目	補　正　前	補　正　額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3　民　生　費	28,840,624	806,400	29,647,024	806,400	0
1　社会福祉費	16,233,641	534,000	16,767,641	534,000	0
1　社会福祉総務費	2,699,986	534,000	3,233,986	534,000 (内訳) 国庫支出金 534,000	0
2　児童福祉費	9,537,343	272,400	9,809,743	272,400	0
1　児童福祉総務費	394,548	272,400	666,948	272,400 (内訳) 国庫支出金 272,400	0
4　衛　生　費	5,799,076	181,590	5,980,666	181,590	0
1　保健衛生費	2,767,961	181,590	2,949,551	181,590	0
2　予　防　費	1,459,307	181,590	1,640,897	181,590	0

（単位　千円）

節 区分	節 金額	説明		目の説明
1 報酬	1,884	パートタイム会計年度任用職員給（４人）		住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費 534,000
3 職員手当等	1,852	時間外勤務手当	1,400	
		管理職員特別勤務手当	135	
		一般職期末手当	317	
4 共済費	265	社会保険料		
8 旅費	32	費用弁償		
10 需用費	1,655	消耗品費	1,100	
		燃料費	100	
		印刷製本費	455	
11 役務費	3,602	通信運搬費	2,500	
		手数料	1,102	
12 委託料	14,000	その他委託料	4,800	
		人材派遣委託料		
		電子計算業務委託料	9,200	
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金システム委託料		
13 使用料及び賃借料	710	機械器具賃借料	550	
		会場賃借料	90	
		複写機使用料	70	
18 負担金補助及び交付金	510,000	補助金		
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金		
3 職員手当等	1,000	時間外勤務手当	928	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 272,400
		管理職員特別勤務手当	72	
10 需用費	1,000	消耗品費		
11 役務費	1,000	通信運搬費	500	
		手数料	500	
12 委託料	4,000	電子計算業務委託料		
		子育て世帯生活支援特別給付金システム委託料		
13 使用料及び賃借料	400	複写機使用料		
19 扶助費	265,000	子育て世帯生活支援特別給付金		

款　項　目	補　正　前	補　正　額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
				（内訳） 国庫支出金 181,590	
歳　出　合　計	74,720,000	987,990	75,707,990	987,990	0

（単位　千円）

節 区分	節 金額	説明		目の説明
3 職員手当等	2,086	時間外勤務手当	1,990	新型コロナウイルス感染症予防接種費 181,590
		管理職員特別勤務手当	96	
7 報償費	11,353	医師等謝礼金		
11 役務費	10,140	通信運搬費	9,600	
		手数料	540	
12 委託料	158,011	その他委託料	157,357	
		予防接種委託料（新型コロナウイルスワクチン）	117,200	
		集団接種会場運営等委託料	14,670	
		予診票等印刷封入業務委託料	5,487	
		新型コロナウイルスワクチン接種体制整備実施委託料	20,000	
		電子計算業務委託料	654	
		健康管理システム改修委託料		

補　正　予　算　給　与　費　明　細　書

1　一般職

(1)　総　括

(単位　人・千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	2,674	1,130,343	5,620,889	3,539,680	10,290,912	1,926,493	12,217,405	
補正前	2,674	1,128,459	5,620,889	3,534,742	10,284,090	1,926,228	12,210,318	
比較	0	1,884	0	4,938	6,822	265	7,087	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当
	補正後	158,749	708	75,917	127,032	14,955	385,399	640
	補正前	158,749	708	75,917	127,032	14,955	381,081	640
	比較	0	0	0	0	0	4,318	0
	区分	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	義務教育等教員特別手当	退職手当	その他手当
	補正後	12,699	179,642	1,206,555	750,337	641	545,453	80,953
	補正前	12,396	179,642	1,206,238	750,337	641	545,453	80,953
	比較	303	0	317	0	0	0	0

ア　会計年度任用職員以外の職員

(単位　人・千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	1,223	－	4,551,886	3,187,402	7,739,288	1,510,454	9,249,742	
補正前	1,223	－	4,551,886	3,182,781	7,734,667	1,510,454	9,245,121	
比較	0	－	0	4,621	4,621	0	4,621	

(本会計における計上職員数は1，２２３人及び1人（4月）である。)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当
	補正後	158,749	708	75,917	103,206	12,467	346,392	600
	補正前	158,749	708	75,917	103,206	12,467	342,074	600
	比較	0	0	0	0	0	4,318	0
	区分	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	義務教育等教員特別手当	退職手当	その他手当
	補正後	12,699	179,642	923,638	750,337	641	541,453	80,953
	補正前	12,396	179,642	923,638	750,337	641	541,453	80,953
	比較	303	0	0	0	0	0	0

イ　会計年度任用職員　　(単位　人・千円)

区　分	職員数	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当	計			
補正後	1,451	1,130,343	1,069,003	352,278	2,551,624	416,039	2,967,663	
補正前	1,451	1,128,459	1,069,003	351,961	2,549,423	415,774	2,965,197	
比　較	0	1,884	0	317	2,201	265	2,466	

職員手当の内訳	区　分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当
	補正後	-	-	-	23,826	2,488	39,007	40
	補正前	-	-	-	23,826	2,488	39,007	40
	比　較	-	-	-	0	0	0	0
	区　分	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	義務教育等教員特別手当	退職手当	その他手当
	補正後	-	-	282,917	-	-	4,000	-
	補正前	-	-	282,600	-	-	4,000	-
	比　較	-	-	317	-	-	0	-

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細（会計年度任用職員以外の職員）　　(単位　千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説　明	備　考
職員手当	4,621	制度改正に伴う増減分	-		
		昇給に伴う増加分	-		
		その他の増減分	4,621	業務量の変動に伴う増減分　4,621 時間外勤務手当　4,318 管理職員特別勤務手当　303	